

第九十一回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号

昭和五十五年四月二日(水曜日)
午後一時一分開会

委員の異動

三月十七日 辞任 補欠選任
三月十九日 辞任 補欠選任
四月一日 辞任 補欠選任
四月二日 辞任 補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 中村 慎二君
理事 鈴木 正一君
委員 宮之原貞光君
内藤 功君
小林 国司君
金丸 三郎君
郡 祐一君
竹内 潔君
中村 啓一君
小野 明君
丸谷 金保君
村田 秀三君
矢追 秀彦君

國務大臣

岡山 雅也君
青島 幸男君

自治大臣 後藤田正晴君
警察庁長官 中平 和水君
警視庁長官 鈴木 貞敏君
自治省行政局長 大林 勝臣君

政府委員

警察庁刑事局長 中平 和水君
警視庁警備局長 鈴木 貞敏君
自治省行政局長 大林 勝臣君
常任委員会専門員 高池 忠和君
事務局側 河上 和雄君

説明員

法務省刑事局公安課長 河上 和雄君

本日の会議に付した案件

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村慎二君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、三木忠雄君が委員を辞任され、その補欠として矢追秀彦君が選任されました。

また本日、岡山雅也君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君が選任されました。

○委員長(中村慎二君) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○國務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

この改正法案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が、実情に即さないものになりましたので、今回これに所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等にかんがみまして、執行経費の基準を改定し、もって国会議員の選挙等の執行に遺憾のないようにしたいと存するものであります。

次に、この法律案による改正の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当、人夫賃及び投票管理費、開票管理費、立会人等の費用弁償の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第二は、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第三は、郵便による不在者投票における投票の郵送に係る経費を公費で負担することとし、その額を事務費の基準額に含めようとするものであります。

以上が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村慎二君) 以上で趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮之原貞光君 まず最初に、今後の本委員会の運営について若干御要望を申し上げ、委員長御見解を承らしていただきたいと思っております。

予算委員会との関係で本委員会におきまして質問の時間がきわめて短いこと等は私どもよく理解できるわけでありますが、この公選法並びに政治資金規正法という、本委員会が一番やはり重点的に議論をされなきゃならぬ問題は、非常に多くの今日問題点があるわけがございますので、会期中に各委員がそれぞれのいろんな問題について十分議論ができるように、審議ができるようなひとつ配慮を委員長にお願いをいたしたいと思っております。

○委員長(中村慎二君) ただいまの宮之原委員の御質問に対してお答えいたします。

公選法あるいは政治資金規正法は、わが国の議会制民主主義を堅持する上で非常に大事なことでございまして、ただいまの御趣旨に沿いまして、委員会といたしましてその趣旨を体して努力をいたす所存でございます。

○宮之原貞光君 委員長の御見解のように、ひとつぜひとも今後の運営をしていただきたいと思っております。

まず、私が最初に自治大臣にお尋ねをしなけりやならない点は、新聞の報ずるところによりまして、第十二回参議院議員通常選挙の投票日について、

て、政府首脳筋では、いわゆる七月六日は何か伝説とかやうで縁起が悪いとか、さらには六月下旬のサミットがあるので、いわゆる選挙の終盤に総理が出かけるのは不利なんだからということ等から七月の十三日にする腹を決めておるんだというところが報じられておるわけでございます。そうなりますと、これは会期も三週間前後延ばさなければつじつまが合つてこないことになるわけなんです、こういう新聞に報じられたことが事実だとすれば党利党略もはなはだしと言わなきゃならぬと思ふんですが、その点事実なのかどうか、まず担当大臣にお聞きしたいと思ふんです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私ども自治省としても、選挙がいっ行われるかということとは、参議院の場合、全国区等を直接管理をするわけですから大関心を持っておりまして、今日までまだ政府としてそういったことが話題になったこともありませんし、内定をしておるといったようなこともございません。もちろん、これは国会審議との絡みでございまして、国会は通常延長なしに終わるのがこれはたてまえでしよから、そうならば六月の末ですかね、いわゆる当然法律上そうならざるを得ないと思ひますが、国会が延長ということになれば今回の選挙は国会閉会後三十一日以後三十五日以内と、こういうことになるわけですから、一にかかつて国会の御審議がどうなるかということによつて投票日が決まらうと、こう思ひます。政府としては、先ほど申し上げましたように、いまだ何ら内定等、あるいは打ち合わせ等した事実はございません。

○宮之原貞光君 通常国会といふ百五十日間の長い国会でしたからね、会期延長はないと考へるのが普通常識だと思ふんですが、だとすれば、これは六月の十八日から六月の二十二日までの間に選挙は執行されると考へるのが常識だと思ふんですが、ただ、国会は会期が延長されたといつても改選議員の身分は七月七日で切れるわけですから、だからむちゃに延ばすわけにもまいらない。

ましてや、いままでの慣例から見ても、これが八月になるあるいは七月下旬になるということも考へられないわけなんです。また、私過去十一年にわたりますところのこの参議院選挙の選挙日をこゝろ見てみますと、大体第三回と第五回以外はみんな日曜日に執行されております。さらにまた法第三十二条第一項のいわゆるその任期前三十日にやるといふこともたまたまの一回しかないんだから、だといふようなことを考へてみますれば、どんなにおくれでも、改選議員の任期中にこれは執行されるというのが私は常識だと思ふんですが、その点そのように理解しておいてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) まあ、いづれにいたしましても、こういった問題は政府だけで決めるという問題ではないんじゃないでしょうか。各党よくお打ち合わせを願つて決められるんじゃないかなあと、こう考へておりますが、私どもとしては、先ほどお答えしたとおり、今日まだ何ら相談もしておりませんし、大体この付近でどうだといったような、内々で決めたといったような事実もございませんので……。ただ、宮之原さんの御意見は内閣の方には伝えておきたいと、かように思ひます。

○宮之原貞光君 あれですか、各党それぞれやり話し合つてやるといふことになるんですか。いま大臣のお話ではそうなるようだという話ですが、そうなりますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私の常識では、そういうような話し合いが各党と、まあ公式になるのか内々になるのかわかりませんが、話はやられるんじゃないかなと、こゝろ私の推測でございます。そして、そのとおりになるということに御理解なさつたとすれば、私の言い過ぎであらうと思ひます。内々はそういうような話し合いがいろいろあるんじゃないかなと、こゝろ私の推測でございます。御了承願ひたいと思ひます。

たがつんばさじきに置かれて決めるということはないと思ふんです。少なくとも改選議員の任期中にあるということは、これは常識でしょうね。もしそれを外れるとすれば、一体選挙公報なんというのはどういう取り組みになりますか。そこはどうかですね。

○政府委員(大林勝臣君) 選挙管理あるいは選挙運動の面で任期終了後が選挙運動期間に入ると、つまり選挙運動の二十三日の期間が、あるいは現職で運動する期間それから現職でない期間ということがあります場合に、選挙運動面あるいは選挙管理面でのいろいろを考へるということもございします。で、実は前回、五十二年の参議院選挙も、御承知のように、若干後半が任期満了後の運動期間に入つたわけでございまして、その時点におきましてもいろいろ管理面、運動面についてどうするかという問題はございしました。

○宮之原貞光君 支障があるということとは、これは事実で、煩瑣になるということもね。しかも、任期が七月七日だとすれば、会期は五月十八日までだとすれば、常識的に考へて今度の国会の中で、その大きな対決案があるということも余り考へられない。一月も延ばさなきゃならないということも考へられない。これはやっぱり任期中にあると考へるのが常識じゃないでしょうか。その点大臣は個人的な見解としてはそういう常識の範囲内でこの問題を可能な限り処置をしたいという考へ方だといふふうに理解しておいてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 先ほど申し上げましたようにも全然聞いておりませんからね。だから、私自身どうお答えしていいのかわかりません。ただ、宮之原さんのような御意見があつたということは内閣の方にもよく話はしておきたいと、かように考へます。

○宮之原貞光君 まあ全然考へないことが新聞ざたになるはずはないと思ふんです。これは、しかも、あなた担当大臣でしよ。だから、そこあたりぐらひはやっぱり自分たちの考へ方をざつと

ばらんに申し上げておいていいんじゃないですか。とにかく申し上げるまでもなく、余り党利党略的なにおいの強い、また世の中の人が縁起を担いだと笑われぬようなことだけはしていただきたい。少なくとも、やはり任期中に終わらせるということだけは踏まえて大臣にこの問題に対処していただきたい。このことを強くこの機会に要請を申し上げておきますから、その点を十分ひとつ勘案しながら御審議をいただきたいと思ひますが、御考慮をいただきたいと思ひますが、よろしゅうございませう。

○国務大臣(後藤田正晴君) 当然政府で決めるという前には自治大臣に事前に何らかの話があることは、これはもう間違いないと思ひます。そういった際には、いまのような御意見も踏まえて、内閣から話があればそれに対応をしていきたいと、かように考へておりますが、いづれにせよもう全くだるところ政府として決まっておりますし、私に対する相談等もあつた事実はございせんので、これ以上はお答えができません、こういうことでございませう。

○宮之原貞光君 次に進みますが、本法案のこの選挙運動用の自動車、ピラ、ポスター公営に関するところの予算の引き上げという中身はなかなか結構だと思ふんですが、ただやはり選挙公営を拡大していくという中で私は早急にやはり議論をし、結論を出しておきたいところの問題点で二つほどあると思ふ。一つは立ち会い演説のあり方の問題、あるいは候補者の政見発表のテレビ放送と申しますか、この問題です。

少なくとも現在の立ち会い演説という状況を見てみますと、立ち会い演説の本旨から大分離れておるような運営がなされております。実際は、本当に選挙民がそれぞれのやはり一堂に会したところの候補者の政見をじっくり聞いて公正な判断を示そうという雰囲気の中でございせん。それそののやはり候補者の応援部隊が来て、前の方に陣取つておつて、それで自分の応援者が終わるとさつと引き揚げるとか、あるいは相手候補に

対してやじを飛ばすということのために動員をされたとは思えないようなこの立会演説会のあり方ですね。これは、私はやっぱりもう改めていく必要がある段階に来ていると思うんですよ。たとえばテレビによるところの立ち会い演説の方式というものが採用できないかどうかという問題もありました。また、この政見発表を見ましても、四分とか五分とかきわめておさなりのかつこうで、この選挙公営はこういうかつこうでやっておきますというの、実情から見るとどうかと思える節があるんで、この点本法案は、これはまあいろんな事務費の引き上げのことですけれども、この公営のいま申し上げたところの二点だけは与野党離れて私はやっぱりこの公営、しかも選挙の本旨を生かすためにどう改善するかということはきわめて重要な課題だと思っておりますが、その点検討されておるところの課題ありましたらお聞かせを願いますし、また大臣にお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(大林勝臣君) 御指摘の立会演説会の実態を踏まえまして、いろいろこの十数年来立会演説会のあり方についての御議論は続いておりますけれども、御承知のように、四十四年までございましたが、テレビの政見放送が採用されました際に、テレビによって政見放送するんだから立会演説会の回数は従来の三分の一ぐらいに減らそうではないかという御議論がございまして、現行に至っております。ただ、しかもなおかつその上で御指摘のようないわゆる動員合戦というような実態があることにかんがみまして、最近におきましても、また再び立会演説会のあり方についての議論がなされております。で、関連をしまして、後段の御質問の立会演説会のテレビ中継というものが公営でできればこれが一番いいではないかという御議論が非常に有力になっておるわけでありまして、で、先般自民党の選挙調査会におきましても同じような議論が出ておまして、何とか立会演説会のテレビの実況放送を——これ現在では放送局が自主番組としてときどきやっておる

わけでありましてけれども、何とかこれを義務化する、公営化するという方向に進めないものかというところで、民間放送、NHK両者の責任者を呼びまして、そこでいろいろ意見を聞いたわけでありまして、で、テレビサイドの話によりますと、そういった御意見も前から承知をしておりまして、いろいろ内部で従来検討を重ねておったようでありまして、一審テレビサイドの難点と申しますか、ネックになっておりましたのがやはりこの関東を中心とするいわゆる大電力圏、つまり東京で電波を出しますと、茨城県、栃木県、群馬県の方にまで全部行ってしまうと、こういうことと同時に、それに関連をしまして、結局は関東七都県の候補者、たとえば衆議院でございまして二百数十名は従来立候補しておるわけでありまして、その二百数十名の候補者について、立会演説会の実況放送を、これ全部放送いたしますということになりますと、大体一人の立会演説会の時間数が、県によって違いますが、二十分から三十分というものが現在普通のかつこうになっておると思っております。そうすると、一人当たり二十分、三十分というものを立会演説会の必要な時間といたしました場合の二百数十名というふうな候補者に、実はなってくるわけでありまして、そういったものを録画をする時間数、あるいは実際に選挙期間中に放映をする時間数、これに非常に苦勞するという問題。

それからもう一点は、放送局としては、特にNHKが強調するわけでありまして、放映をするからには高視聴率時間帯と申しますか、いつ放送してもいいんだということではなしに、やっぱり一番視聴率の高い時間というのを念頭に置かざるを得ない。現在の政見放送はそれでやっておるんだけれども、時間数が非常に延びるということになりますと、そういった高視聴率時間帯に放送できるかどうかという技術的な問題。

それから、先ほどの大電力圏で電波が遠くまで行きますんでありますから、有権者にとりまして、非常に長い時間他の選挙区の候補者のテレビ

も見ざるを得ないという問題、これについてはNHK、民放の方にしゅっちゅう苦情も選挙の都度来ておるようでありまして、それからまあ大変申しにくいことではありますけれども、多数の候補者の中にはいろいろな候補者の方もおられるわけでありまして、そういった面に対する有権者の苦情というのものも非常に大きい。したがって、立会演説会の実況放送を公営化するということについては、なおまだ現在の段階では踏み切れないというふうな話もございました。そういうことを言わずに、少しでも、一歩でも二歩でも前進するように検討を続けてほしいということ、その会議は終わったわけでありまして、まあ従来の立会演説会の実態を踏まえてのテレビ放送の実況放送につきましても検討状況を御報告を申し上げます。

○宮之原貞光君 大電力圏のそれはよくわかるんですが、何かやっぱり方法を講ずる側として、いまのあり方を変えていく積極的な姿勢を示さぬ限り、公営が公営らしくなっていないということを一審慮するものでありますから、ぜひともひとつ積極的な御検討をお願いしておきたいと思っております。

次に、不在者投票制の拡大の問題ですが、私は暮れの本委員会の中でも全国市区選挙管理委員会連合会の要望書をもとにいたしました、不在者投票制の拡大についての質問を申し上げたわけでありまして、それぞれそれはネックになっているところのいろんな問題点はあると思うわけですが、これも、これ今度の七月の参議院選挙の投票を考えたみますと、このまま検討中であつてはぐあいが悪いような気がするんですが、この拡大の問題について、現在事務局で具体的に討議をしておるところの問題点でもあれば、この機会にお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(大林勝臣君) 年来、不在者投票の拡大につきまして御意見は十分承っておりますが、私どももそれなりに検討を続けておるわけでありまして、一番、不在者投票の拡大についての中心的な問題は、いわゆる現在やっております在

宅投票制度を何とか拡大できないかということが中心になってきておると存じております。この在宅投票制度につきまして、四十九年以来、重度身障者と云われる方々についての在宅投票制度が認められてきたわけでありまして、あわせて、いわゆる世上寝たきり老人という方が非常にたくさんおられると。厚生省の推計でいいますと三十数万人にも上ると、こういうお話も伺っております。

何とかこういうところのいい方法はないかというふうな研究をしまいつておるわけでありましてけれども、選挙ということになりますと、やはり相手方の明確な把握ということがどうしても必須条件になります。で、身体障害者の方々につきましては身体障害者手帳といういわゆる公的な制度に乗った確認の方法というものがありますから、これを利用していただいておりますわけでありまして、これをいっしょにやりますと、老人という方々につきましても、いわゆる寝たきり老人という方々も、あるいは公的な確認の方法というものが実は現在まだないわけでありまして、で、やはりこういった統一した基準というものがいいことには、各選挙管理委員会相互にいろいろちがちなことになつても非常に困るわけでありまして、何とか制度的な把握する方法ができないものかということとを厚生省ともいろいろ御相談をしておるわけでありまして。

あわせて、従来御意見がございましたいわゆる巡回投票というふうな御意見もその都度ございました。で、選挙管理委員会が、どうしてもやはり当日投票所へ来れないという方がわかつた場合に、選挙管理委員会の方で巡回をして投票させるといふことが考えられないかと、こういう問題も年来あるわけでありまして、現在の段階で、この選挙運動期間中いろいろ選挙公営事務その他の事務でふくろしきしておる段階で、選挙管理委員会の職員がさらにいろいろ回って投票をお願いをするところまでは、ちょっとまだ、これは事務的な問題として現在の段階では困難であらうと、こう考えておるわけでありまして。

○宮之原貞光君 この在宅投票制のかかわりの中で、郵送料として一万五千人、三百万円という予算をここで計上しておられるわけですが、これは新規だという説明ですが、なかなか結構なことだと思ふんですが、どうもこの在宅投票のあれを見ましても余り拡大をしておられないんですね。記録を見ましても、五十年四月の統一地方選挙で一万三千四百五十六件、五十二年七月の参議院選挙で一万三千六百六十六件、五十二年七月の参議院選挙時に一万四千六百二十一件と、こうなっております。昨年の統一地方選挙と総選挙がこれ幾らになつておるか、まずちょっと数字で示してもらいたいんですが。

○政府委員(大林勝臣君) 昨年の統一地方選挙におきます在宅投票者数は一万四千二十五名、それから十月現在の総選挙の投票者数が一万八千八百六十名となっております。

○宮之原貞光君 これまた皆さんが、在宅投票制を採用する場合の該当対象者として、重慶の心身障害者は、厚生白書によると、十一万から十二万おると、こういうことを常に答弁で言われてきておると、この一万二千台から一万四、五千で、この間の総選挙だけ飛躍的にふえておられるようですが、こういう事実は、この実際の該当者のところの人数から見るときわめて少ないんですね。これは皆さんのこの在宅投票という問題に対するところの積極的な趣旨の徹底とか、あるいはこの問題についてのPR的ないろいろな働きかけというものがこれは不足していることになりはしませんか。その点どう考えるんですか。

なおまた、関連して、予算は一万五千人対象だと、仮に総選挙前後の一万八千人あるいは二万人ということになれば、これは予算は足りないわけですね。それでは足りなくてもやれるという見通しなんですか、そこらでどうなんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 前段の、PRがまだまだ不足するではないかという御指摘につきまして、私どももまだ十分とは考えておりません。もちろん、選挙に近づきました際には指導通達によ

りまして各都道府県の方に対してこの新しい在宅投票制度の趣旨の徹底をその都度お願いをしておりますし、また今度の参議院選挙の際にもテレビのスポットであるとかあるいはその他の啓発資料、これを活用いたしまして、さらに一層の啓発宣伝をやつてまいりたいと思つております。

それから、後段の予算の問題につきましては、この予算要求をいたしました時点がまだいよゆるさつきの一万五千人台の投票者の実績ということをごさしましたので、一応それを積算の基礎としておりますけれども、もちろん実績に応じて十分な財源措置を内部の流用によつて行つておるにしておりますので、投票者の増加によつてこの関係の予算が不足するということはございません。

○宮之原貞光君 これは申し上げるまでもないことですが、選挙権というものはこれは国民のきわめて重要な権利ですから、それを逆に予算が足りないから余り在宅投票の宣伝を控えるというふうな指導はしないでしょね、これ。そういうことがあつたらう大変なことになるので。ぼくはやっぱり少なくとも皆さんが、この問題がたとえは参議院選挙が終わつて二万件になりましたと、私もこれはこういうPRをしてふやしましたと、こころ胸を張つて報告できるように、これはやっぱり自治省は積極的な指導をすべきだと思うんですが、その決意はいかがですか。これは大臣がやっぱり叱咤激励しなきゃだめじゃないと思うんですが、いかがでしょう大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私どもさうな考え方で、十分PRに努力をしたい。なおまた、いまお答えしましたように経費の面で云々といったようなことは御心配がないように処理をするつもりでございます。

○宮之原貞光君 なお、寝たきり老人の問題はこれまた本委員会でも大分出て、五十二年の厚生白書は三十三万人と、こう言つておるんですけれども、これを具体的なさういふ対象として積極的にやるというところまではいつてないんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 現在、また新たに厚生省におきましてその調査をされておるようでありますが、この種の調査につきましても、長年の間厚生省としてはいろいろ調査方法その他について御苦勞をされたようでございます。で、その結果がどのくらいになりますか、現在のところまだ予測はつきませんけれども、新しい結果に基づいて厚生省としても、寝たきり老人対策について私どもとして何か新しい対策というものが講ぜられることを願つておるわけでありまして。

○宮之原貞光君 これは、引き続きお尋ねします巡回制度の問題もやっぱり同じだと思ふんですが、これは二年前の六月七日の本委員会でも私、この問題を指摘をし、当時の選挙部長の佐藤さんからお答えいただいたけれども、全く先ほどいまの選挙部長がお話いただいたようなものと同じなんです、お答えは。二年たつても、三年たつても同じ答えしか返つてこぬようでは、幾らいろいろ検討しております、いわゆる国民の選挙権の行使の権利拡大というものを、完全に権利を行使してもらふということに対するところの、一体主管官庁の努力が続けられておるかどうかという疑問にさへ思ふたくなるんですね。したがつて、毎回同じ答弁にならぬようにばくはぜひ皆さん努力してもらいたいと思ふんです、これ。でなければ、同じことばかり、検討します、検討中でございます、むずかしいです、ぼくもいかにぬと思ふんです。ことに巡回制度の問題については、五十三年の五月二十四日の、いわゆる在宅投票に係るところの札幌高裁の判決が出ておるわけですね。その趣旨を一体どうとらえておるんだらうかと疑いたくなります。なるほど、それを損害賠償あるいは現在では仕方がないということですね、中にも置かれておるところの、この判例あるいはまた判断を示されておるところの問題は、このままに放置をしないで前向きにやりなさいという物事が明示されておるんでしょうが、これはまあ大臣に聞きたいと思ひますが、一体これはどういふうに受けとめられておるのかね、

事務当局はこれをどういふうに謙虚に受けとめてやつておるのかね、そこを聞きたくなりますね、これ、毎回同じような答弁では、いかがなんでしょう、その点。

○国務大臣(後藤田正晴君) もちろん私も思ひましては、これはまあ有権者の方すべてに投票の機会が与えられるようにしなきゃならぬという、この基本を忘れているものではございません。私どもとしてはさういふ努力は絶えず積み重ねておるんですが、何せ巡回投票ということになると、巡回投票のできる人の範囲はどうなんだと、まあさういふことになりまして、ただいま申し上げましたように寝たきり老人なんかはこれに入らなわけですが、寝たきり老人てのは一体どの範囲なんだといったような制度的な担保がありまさんと、やはり他方、選挙の公正確保という面とのぶつかりがございますので、まずさういふ制度的な担保をつくらなければならぬ、これは、実際問題としてなかなか解決に踏み切らないわけにいかぬといううなことで今日に至つておるものでございますが、御趣旨はもうおっしゃるとおりでございます。これはもうできる限り投票の機会を持つていただくことができるようにせにやならぬということとは十分承知をいたしておるつもりでございます。

○宮之原貞光君 たとえば、さつきの不在者投票の問題についても、該当者が十一万から十二万おるけれども、いま一万八千と。最初からこの問題を満点取つたつてそれは無理なんですよ。それを少しづつでもやっぱり前進させていくということの努力がない限り、私はこの問題について前向きに事務当局で、あるいは担当者で考えて努力しておるといふ評価に決してならぬと思ふんですね。これはもう判決文は十分お読みだし、おわかりでしょうけれども、明確に書いてあるんですよ、これは。いわゆる「選挙権を有する国民は、直接にか間接にかは別として、その手が投票箱に届くことが憲法上保障されている」んだという、選挙権というものの基本的な判断をやはり示して

おるんです。同時に、「国会の制定する投票の方法についての法律は、合理的と認められる已むを得ない事由のない限りは、すべての選挙人に對して投票の機会を確保するよう」にすべきならぬ。「若し投票の方法についての法律が、選挙権を有する国民の一部の者に付き、合理的と認められる已むを得ない事由がないに拘らず投票の機会を確保し得ないものであるときは、国会は投票の方法についての法律を改正して当該選挙権を有する国民が投票の機会を確保されるようにすべき憲法上の立法義務を負うものといわなければならぬ」とまで明確に言い切っておるんです。それは、いかなる困難な状況はありまじやう。ありまじやうけれども、いまよりよくここまで来ました。これをこうさせます、というものがなければ、何らこれを、口を開けば法を尊重しなさいと言われるところの政府当局が、このことはむづかしいむづかしいと言つて、二年も三年も同じような答弁をするんじや、私は本当にこれを違法なから皆さんがやろうとするその努力がうかがえるという評価を是認できないと思ふ。これはもうきょうを過ぎればいいということじゃありません。もつと私は具体的な前向き、こういう問題についていま検討中ですと、これぐらいはやっぱり示してもらいたいと思ふ。まあ冒頭に、今後本委員会ではいろいろ議論があるところでございますから、次の委員会ではまた私が質問に立つたらお尋ねしますから、そのときまでには、どういう問題点についていま検討中か——結論はもうろんないかも知れませんが、それぐらいのお答えはいただきたいですね。その点を強く御要望申し上げます。

次に、きょうの新聞でございましたが、自民党の選挙関係者あるいはまた関係のところでは選挙違反の裁判に二審制を導入するところの問題について議論をしておると報ぜられておる。それは、選挙違反の問題が、最後の結審が五年も六年もかかるということに非常に問題があるということとは私どもも承知している。スピードアップしなきゃ

ならないということとはわかる。さらばといって、スピードアップするところの手段として選挙違反だけ二審制にするという方法というのは、法のもとに平等でなければならぬ国民の立場から言えれば、果たして妥当なのかどうか。あるいは二審制が実施されるとすれば、事実審理を主体とするところの下級裁判所じやなくて、ばつと高裁の方に持つていかれてごらんないか、これは審理の面でいかにできない。非常に矛盾があるということとはわかり切つておるんですね。そういうことさえもまだ与党内では議論をしておるという話なんです。が、これはよく大臣にお聞きしたいんですが、与党を含めて大臣サイドでは、こういう問題、二審制という問題が本当に取上げられておるんですかどうですか。あるいはまた、それに対するところの大臣の見解がありましたら、お聞かせ願いたい。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御承知のように、新聞等に出ておるとおり、選挙法の改正の問題について自民党の選挙制度調査会でも多方面にわたつて御審議をさせていただいておることは事実でございます。同時にまた、その選挙制度調査会でもいよいよの百日程、これを實現するために二審制の導入の可否について議論をせられておることも事実でございます。

まあ私どもは、与党のこういった御審議の結果を踏まえて、こういった問題には取り組んでまいりたいと、かように考えておるんですが、これにはやはり、いま宮之原さんおっしゃつたような御議論もあるし、しかし、さればといつて今日のような連座制の規定が實現できないといつたようなことではいかぬではないかと、したがつて何らか

裁判のスピードアップを図る、それがためには二審制の導入ということも考えてしかるべきではないのかといつたような御議論があるように聞いておるわけでございます。もちろん今日いふゆる二審制が取り上げられておるのは内乱罪でございます。それからもう一つは独禁法違反の事件、これが二審制。ただし、これは公取委というものが、

何といひますか、いわば第一審的な役割を担つておるといふので、多少性格が違ひますが、この程度でございます。それとこの連座制規定實現のための二審制というものがパレルの問題であるのかないのかという問題があらうかと思ひます。あるいはまた、今日の裁判は御承知のように旧来の職権主義ではございせん。これは当事者主義の裁判制度でございます。そういったようなことを踏まえながら、果たして二審制というようになると目的が達成できるのかできないのかといったようないろいろ厄介な問題がございせん。

いづれにいたしましても、この席で私から個人的な見解を述べるといふことはいささか差し控えていただいた方がよいのではないかと、さして議論をいたしておりますので、その結論を見ながら私どもとしては態度を決めてまいりたいと、かように考えております。

○宮之原貞光君 連座制の問題と関連することはわからぬでもないですけれども、ただ、前の委員会で、いわゆる連座制の拡大の問題については、きわめて大臣は消極的な見解を示された。選挙が暗くなるだ何だと、こり言いながら、それとの方から問題があるんだこの問題関連をしておるんだということには私はならぬと思ひます。一体、私は事務局に聞きますけれども、与党の間でこの可否が論じられたら、コメントできないんですか、政府当局は、事務局は、この問題どういうふうに理解されておるか、選挙部長は、これまた与党がやっておるから、その結論が出るまで差し控えたいということですか。ちよつと事務局に私それ聞きますがね。

○政府委員(大林勝臣君) 自民党の選挙調査会におきまして御議論を長い間いただいておりますわけでありまして、そもその選挙の制度全般の問題につきまして、やはり私どもとしては、一つの考え方として最初から政府の方ですべて物を考え、それを推し進めるといふよりは、およそ選挙制度というものは同時に各党の選挙運動その他のい

わゆるルールであり、土俵であるということであれば、政府が一つの結論を出す際におきましても、できるだけやぱりそのルールづくりについての実際に運動される各党、実際の関係者の方方、そういったものの御意見は十分承る必要はあると思ひます。そういう意味で自民党の選挙調査会におきまして御議論をされておるのを私も拝聴をいたしておるわけでありまして、先ほど来大臣からもお答えがございましたように、この問題についてのむづかしさというもののついでにいろいろ御議論があるわけでありまして、そういう御議論は御議論なりに私どもとしてもなお拝聴をいたしてまいり必要があるかと考えておるわけでありま

す。

○宮之原貞光君 選挙法がいふゆる選挙のやり方のルールを決めるわけですから、それぞれの政党の意向というものが盛れなやならぬというののはわかります。しかし、事務局はそれはどの党がやつたつて、それに対しては見解はもう発表できないんですか。私は与党であらうと野党であらうと、議論しておるところの過程において問題点はいろいろとどこに問題点がありますよという指摘は当然あつてしかるべきだと思ふんですよ。物も言えない、ちんともちんとも言えないというなら、何のための事務局かと言いたくなる。たくさん議員を抱えておられるんですよ。それならば、いま出しておるところの問題に対するところの問題点としてどういふ問題点があると選挙部長は見えておるか。それも物も言えないんですか。

○政府委員(大林勝臣君) もちろん物を言わないというか、意見を申し上げないというか、そういう態度で私どももいままで拝聴をしておるわけではございせん。一つの制度をいろいろ御議論される場合に、検討すべき問題としてはどういふ問題がございまして、その問題点と申しますのは、さき大臣からお答え申し上げましたような問題というものがまた一番大きな問題点であつたわ

り。

けであります。それだけに大きな問題点であったからこそ、いろいろ選挙浄化の面から考える考え方を、それからやはり現在の訴訟制度というものを頭において考える場合の考え方というふうな、いろいろな意見が出るわけでありまして、そういった両方の意見をどう調整するかという今後の御議論にかかっておるわけでありまして、大体私どもとしては、考えるべき問題点というものはもうすでに御議論の中で出尽くしておると思っております。

○宮之原貞光君 いや、問題点は何かと指摘されたら、国会の委員会ではそれはやっぱり表明するのがあるの仕事じゃないんですか。与党の関係委員会では言っているのがあなたの方の仕事ですか。すでに新聞に伝えられておるんだから、それならばどういふ問題点があるかと自治省は考えておるんですか。それを明らかにしてください、ここで。

○政府委員(大林勝臣君) この問題の入り口の問題としては、いわゆる一番最初に考えられるのは憲法上の問題ということが当然考えられてくるわけでありまして、憲法上の問題についても私も問題点として申し上げたわけでありまして、それについてはまたそれなりに御議論もされてきたわけでありまして。

さらに、第二の問題としましては、現在の二審制をとっております現行制度がいわゆる内乱罪あるいは公正取引の關係、そういうもののだけが例外になつておる、そういうものだけが例外の關係をどう考えるかという問題、さらには先ほど申し上げましたように、現在の刑事訴訟手続との関連についてどう考えるべきであるかという問題、大きく分けてこの三つの問題があるわけでありまして、そういう問題については問題点として申し上げてきてまいりましたわけでありまして。

○宮之原貞光君 これは、今後いろいろな問題もそうなんですけれども、それは政党政治ですから、事務当局が法案を出して、一番守ってもらうところの与党の中へ行っているいろいろな意見を言わなければならぬというのにはわかります。しかしながら、

これだけやっぱ問題化しているところの問題については当委員会においても議論できるような問題点の指摘をするというのは、政府当局の公務員としての私は当然の務めだと思ふんですよ。それを、質問されなきゃ言わぬ、追及されなければ言わぬということでは、私はやはり国会のあり方としていかかと思ふますがね。

その点、大臣どうなんですか。こういういろいろな問題点にコメントを求められて事務当局が、与党の方で結論を出していないからということではないで結構な態度で今後とも臨まれるわけなんですか。私はそれでは公正な国会の審議というのにはあり得ないと思ふんです。私はやはりこういう態度はきわめて不満です。御感想承りたい。

○国務大臣(後藤田正晴君) まあ、大要選挙法の問題というのがすぐれて政治的な色彩の濃い法律でございまして。また、私も私としてはやはり与党のある程度の結論が出ない場合に、とても私もその意見を決めてみたところで、それが法案となるわけのものでもないといったようなことで慎重な態度をとっておるわけでございますが、しかしながら、もちろんいま選挙部長が言いましたように、いわゆる二審制の問題についてはこういう問題点がありますよと、つまり憲法上の問題、これは憲法上の問題は法的には問題はないからというふうな意見をもちろ申し上げるわけでございます。

それからもう一つの、内乱罪、それから公取關係の事件との横並びの事件として考えるのはいささか無理でございまして、こういったような意見も申し上げるわけでございます。

もう一点の、今日の裁判制度の面から見ると、職権主義の審理の場合であれば裁判は迅速にいくでしょうと、しかしながら当事者主義の裁判の場合には主として弁護側の方からいわゆる裁判の引き延ばしというふうなこともあり得るわけでございます。まして、それを押し切つてどんどん進めるといふわけにもまいらないでしょうと、あるいはまた高等裁判所というものの今日の性格、先ほど宮

之原さんがちょっと御指摘になったように思いますが、そういったような問題もありますよといったようなことは、私も私としては、事務当局としては申し上げるわけでございます。

そういった意見を申し上げる過程において事務当局としてどういったお考え方を持っておりますか。それは当然わかるわけでございますが、いずれにいたしましても、この問題は自由民主党の選挙制度調査会の中で残された問題の一つ二つの中の一つでございまして、いま直ちに私はここで事務当局としてはこの方針でいきたいという方針としての考え方は御遠慮させていただきます、かように申し上げたわけでございます。

○宮之原貞光君 まあ少し事務当局としては、私はやっぱり積極的に問題点にはここにありまして、私はいくつを、尋ねられたら指摘しておいてもらいたいと思ふますよ、これは。何も与党ばかりで国会が成っているわけではないですからね。

続いて、参議院の院の構成とかかわりますところの問題についてお尋ねをしたいと思います、この問題についてはお尋ねをしたいと思います、自民党の方では全国区の問題について拘束名簿式比例代表制です。自民党内の全国区選出議員がみんなこれに署名をして合意をしたと、あるいはききうと党内でこれをどうするかという結論を出すというところが報道されたり、あるいは後藤田自治大臣はこれにはやはり消極的らしいという報道のあった新聞もあるんですが、これ、いま議論をされておる、巷間伝えられておるところの問題はさういふかっこうになつておるんですか。これをまだ知らないというわけではないと思ふんですが、大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) この全国区の選挙制度が今日何らかの改革をしなきゃならぬといった議論があることは、もうこれは宮之原さん御承知のとおりでございまして。これは自民党でももうずいぶん前から議論をしておるわけでございます。拘束式の比例代表を加味するの、あるいは非拘束の比例代表にするのかとか、いろいろな議論が

ございまして。そして、参議院の自由民主党の方々としては拘束式の比例代表制がいんではなからうかといったような御議論があることも十分私は承知をしております。私自身、選挙制度調査会の副会長もやっておりますのでよく承知をしておりますが、今回の選挙法の改正の問題を選挙制度調査会でお取り上げを願つて御審議をいただいております過程においては、最近出てきた問題で、私自身には何らのお指図が総理の方からもございませぬし、私も私としては、これはただいままでのところ、今回の問題については審議をいたしております。ただ、ここ数日来そういう問題が生まれたので、あるいはまた私どもの方にも意見を求められるというところもあるかと思ふますが、まだそういう段階に至つてないというのが実情でございます。

○宮之原貞光君 そうすると、まあ一つの方向性が出てどうだということでも意見をいま求められておるところの段階じゃないというふうに理解をしておりますしゅうございましてね。

もう一つは、やはり地方区の問題ですね。この問題は古くから新し課題と申しますか、あの議事録を見ましても委員会のたびにこの問題が問題になっておるんですが、で、私は余りもう理屈っぽいことは申しませんが、私は余りもう理屈っぽいこと、一票の格差の問題については議論をされたい。この一票の格差の問題については議論をされたい。裁判所で数多く判断を示しておるやつですね。しかも、ことしはちょうど国勢調査の年ですから、人口もより正確にきっちり出る年なんです。そうすると、やはりこの一票の重み、一票の格差の是正という問題に積極的に取り組むのには、外的な条件としても私はやはりチャンスとしては非常にいい時期じゃないかと思ふんですが、この問題についてはあれですか、またこれは選挙のルールだから各政党間でいろいろ十分話し合つてくださいますか、どういふかっこうでやはり逃げの姿勢なんですか、どうなんですか。特にぼくは参議院の地方区の問題のこの格差というものが非常に拡大するだけに、この点に対するところ

○宮之原貞光君　まあ十年一日のごとくと申しま
すか、二十年一日みたいな物の考え方ですが、こ
れあれでしょう、衆議院はいままで数々の訴訟の

ろだけはとりあえず手をつけなきゃ大変です。少なくとも投票価値の平等の侵害になりますよと、こう指摘をしているんですよ。いままでのものがすべて正しいと言っていないんです。

具体的にも、八人区の北海道よりは人口の多い大阪、愛知が六人区であり、神奈川が四人区でしょう。あるいは四人区の栃木よりは人口の多い宮城、岐阜が二人区という、これは明らかに矛盾が生じ、逆転現象なんですよね。言うならば、この投し、票価値の平等という、この選挙権の基本的な性格

○国務大臣(後藤田正晴君) まことに理論としてはおっしゃるようなことであらうと思ひます。しかしながら、何といひましても、先ほど言ひましたように選挙に関する問題だけは、しかも区制の問題であるとか、定数の問題であるとかというところ、これは各政党の消長に直ちに響くといったような重要な問題だと思ひます。それだけに、政府の側から、おっしゃる通りに案を示してやるものも方法ではないのかと、おっしゃるとおりだと思ひます。それも一つの方法です。しかしながら私

と。第一段階は、やはり地方区の方が私は理屈の上からいっても、まとまりの上からいっても先だど、こう思うわけです。全国区についてはかなりわけです。全国区についてはかなりの問題があるし、反対これは自民党さんの党内にも問題があるし、反対している党も——うちも反対でございますけれども、かなりございますし、また参議院の性格からいまして、果たして拘束名簿でやる比例代表、これは非常に私は政党化の助長という点、あるいはまた広く人材を集めるという点で逆行では

ないかと、こう思うんですが、参議院の性格と特にいま言われておりますいわゆる比例代表の中で、いわゆる名簿ですね、拘束の名簿式についてどう思われますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) まあこれ、先ほどから言いますように、いろいろ与党の中でも御議論を願っておりますが、まあやはりなんじやないでしようか、地方区の場合であれば少なくとも逆転現象をしているところをどう扱うかということ、それからもう一つは、全国の今日の選挙のやり方、これはやはり私はいとは思いません。そういうようなことで、改革するとするならば、拘束式の比例代表がいいのか、あるいはまた非拘束の比例代表がいいのか、あるいはその両者を各党で選択するといったようなやり方がいいのか。いろいろなやり方があると思いますが、いずれにせよやはり地方区、全国区ともに組上に上せて改革の議論をして結論を出していくべきものであらうと、かように考えます。

○矢追秀彦君 またこの問題は、全国区、いまの拘束等についても問題ございまして、別の機会に譲らしていただきまして、ただいま審議されております法案について少しお伺いしたいと思ひます。

この執行経費の基準法が通常選挙のたびごとに改定をされて、まあ単価は上がってきておりますが、大変地方自治団体の持ち出しになっております。投票管理者、投票立会人の費用にしましても、今回の改定単価は一日五千六百円あるいは四千五百円となっておりますが、東京都の区部などでは、一日それぞれ一万円、七千円前後の額を昭和五十五年四月から実施すると、こういうふうには決めているわけですね。基準法がありますからいいとは思いますが、単純に考えますと、その差額は地方公共団体の持ち出しになってしまふ。

それから積算方法、これもなかなか実情に沿わないのではないかと、こう思うわけですね。具体的に言いますと、たとえば投票立会人は法定数は五人以下となっていますが、基準法は三人分しか計

上してありません。それから、これらの費用は一日分しか計上されていないが、実際は事前の準備のためにも集められておると、それからもう一つは、投票管理者、投票立会人は午前七時から午後六時までの投票時間だけではなくて、実際には午前六時半から十時間以上も拘束をされておられるわけですね、にもかかわらず、審議会委員等と同様に

なっております、こういう問題。それから、もうかためて質問して、ほかの質問ありますのでやりますが、次に、投票所の事務従事者として嘱託員を中心に積算されていて、実際に地方公共団体の職員だけで事務従事した場合は、これは超勤手当に不足が出てくるわけですね。

それから、大都市の周辺とそれから地方の一般都市の間には単価に開きがあると思いますが、市の単価が同じになっている。こういって点で積算方法の矛盾、それから、いま申し上げましたように、なかなか実情とそぐわない、しかも地方公共団体にかなりの負担になってしまつておると。こういう点は、まあせつかくこれ改正されようとしているところ、またけちをつけるようですね、けれども、これひとつ十分お考えいただきたいんですが、その点についていかがですか。

○政府委員(大林勝臣君) 基準法の積算につきまして、いろいろ御意見があるわけでございますが、最初の立会人あるいは投票管理者の報酬の問題がございまして、これは確かに東京都の区部などでは、おっしゃるような金額を出しておるようでありまして、一応基準法と申しますのは、一つの全国的な基準を定めたということでございます。一応こういう基準法で定められております基準で大多数の地方団体はやっていていただいておりますわけでありまして、またほかのものたちと違ひまして、投票管理者とか立会人という方々、私どもの従来の考え方というものがやはり全く他の一般の労働の対価と同じように考えるべきかどうかという問題もございまして、いずれにしましても、大体の地方団体でこういった基準で

やっていたらいいわけでありまして、確かに都会部におきましては、ほかの者との均衡上これを上回る金額を支払っておられるところもございまして、ただ、基準法というものが全体を通じての基準ということでございまして、それぞれの地方団体によつて必要な経費あるいはそうでもない経費というものが一緒になつて一つの基準として定められておる。要するに、いろんな費用の流用あるいは総額の調整、そういうものの一つの環として処理されるわけでございますので、こういう問題についてもいろいろ私も実情は承知はしておるわけでございますが、従来地方団体との話し合いによつて総額の調整の範囲内で実はやって

いられたらいいわけでありまして。それから第二点の投票立会人、確かに法律上は三人から五人という基準になっております。ただ、基準法の上では三名ということになっておりますが、これも実情に即していろいろ私も研究をしております。ただ、従来の最近の選挙を見てまいりました場合に、大体に全国的に一票三・二人ということになっておるようでありまして、これは現在の基準法を直すほどでもないだろうという結論に達しておるわけでありまして。

それから、事前準備の関係でいろいろ投票立会人の方々の拘束時間が長いという御指摘もあるわけでありまして、この問題も、投票立会人、投票管理者という方々のいわゆる選挙という国民的な行事に従事していただくという意味合いも含めまして、いわゆる一般的な労働の対価というふうな考え方は実はとってないわけでありまして、もちろん投票所によりまして、地方団体によりまして、前日に予行演習というふうなことが投票立会人、投票管理者の方々にいろいろお世話を願つていられるところもあるに聞いてはおりますけれども、大体の地方団体におきましては当日で済ましていただいておりますのでございまして。その他投票諸経費つまり従事者の職員あるいは嘱託あるいは人夫といった数、こういった数の基準についての御指摘でございますが、それぞれの

投票区の人口に応じて職員数あるいは嘱託数というものを決めておるわけでありまして。なるほど地方団体によりましては、こういった人数全部を職員で済ましておられるところもあるわけでありまして、逆に、いわゆる予定されおられますが、嘱託というものを全く見込まずに、与えられた、決められた職員数だけで投票事務をやっておられるようなところもまた多いわけでありまして、確かにそれぞれの地方団体で長い歴史を持っておられますので、区々になつておるところもあると存じますけれども、これもやはり投票関係の、つまり選挙関係の経費全体の中でやりくりをお願いいたしておるわけでありまして。

それから、大都市周辺の市と一般の市とは事情が違ふではないかという御指摘もあるわけでありまして。これもその都度御指摘があるわけでありまして、けれども、一つの全国的な基準を決めます場合には、やはり市とかあるいは町村といったような、そういう明瞭な区分あるいは調整手当があるかないかといったような制度上明瞭な区分というものが与えられておるものについてやはり基準をつくらざるを得ないということでございます。大都市周辺の特に物価の高い地域におきましては、基準額を超えて総額調整もなかなかまいりようにいかないという個所につきましては、また選挙の終了後いろいろお話し合いをした上で調整費の配分措置をとつておるような状況でございます。

○矢追秀彦君 次に、この法案とは離れますが、公職選挙法の問題になるわけですが、私も党の方で選挙関係の担当をしておりますので、一番苦慮するのは選挙活動と政治活動、これのどの辺までが政治活動でどの辺までが選挙活動なのかという見分けが大変微妙である。この前の公職選挙法の改正のときにも、かなりこの問題、それから報道、評論の自由をめぐるまして大変な議論がございまして、選挙法も改正をされて、その中で従つてやっておるわけですが、非常にこの辺が微妙であるわけですね。また、取り締まりとなりますと警察当局の見解というのがまた出てきます

し、これは基本的にどう考えていったらいいの
か。私は今後の方向としてやはり政治活動とい
いますか、政党活動、そういうものをこれは恒常
もうやっておるわけですから、そう選挙時に余り
制限をするというのはいかかなものか。もちろん
極端なやり方で、逸脱行為というのは、これは私
もいけないと思います。やはり秩序ある政治活
動、政党活動というのは選挙中も伸び伸びやれて
いいのではないかと。これ禁止されておる、いわ
ゆる選挙活動のときに禁止されている政治活動は
何なんですか。お金がかかるというだけですか。
○政府委員(大林勝臣君) 御指摘のように、公職
選挙法では政治活動と選挙運動を一応たてまえの
上では截然と区別をしておるわけでありま
す。これはこういう例、こういうつづ方という
のは実は諸外国にはないわけでありまして、日本
独特のもので私どもも考えておるわけでありま
す。それだけに政治活動と選挙運動とのボーダー
ラインというものは、そのつどいろいろむずかし
い問題を引き起こしております。ただ、大正十四
年以來選挙運動というものを政治活動と区別し
て、選挙運動というものは選挙運動期間中に限
らなければならない以上、やはり選挙
運動期間中の候補者の活動というものはやはり
その期間中は選挙運動一色であらうと、こうい
う実は想定のもとで公職選挙法が構成されてお
りますので、その選挙運動期間中に候補者がい
ろいろ運動を行われる場合に、それは政治活動であるか
選挙運動であるかというところはちょっと区別もつ
きません。期間中における候補者の活動というも
のはもうほとんど全部が選挙運動というふうにと
らえられざるを得ないと思います。

また、いわゆる第三者、たとえば政党その他の
団体、こういった団体が選挙運動期間中にいろん
な活動をされ、しかしたてまえの上では政党ある
いはその他の団体というのは、これはもう選挙期
間中は選挙運動はしないんだと、要するに政治活
動に徹するんだということでは立法をされたわ
けであります。と申しますのは、そういった第三
者あるいは政治団体、そういった団体が選挙運動
期間中にいろいろ政治活動をされるということに
なりますと、やはり実際問題としては選挙運動、
つまり候補者個人の選挙運動と非常に紛らわしく
なる。紛らわしくなるということは、候補者個人
の選挙運動の手段というものがそれぞれの条文に
よってぎっしり制限をされておりますので、そう
いったものとの関係をどう考えるかというむずか
しい問題になってくるわけでありまして、したがっ
て、運動期間中の政治団体の政治活動というの
は、純粹の政治活動というような前提で立法され
たわけでありまして、ただただ現実の問題
といたしましては、政党あるいは政治団体とい
うのは所属候補者のために運動するということもま
た実情でございます。したがって、中途の改
正におきまして、現在では政治団体の選挙運動期
間における政治活動の中でも一定のものに限って
は候補者の選挙運動としてやってもいいんだと、
こういう改正に途中からなっておりますわけであ
りまして、そういう意味で、非常に御指摘のような政
治活動と選挙運動というものの交錯がいろいろな
むずかしい問題を起こしております状況でござい
ます。

○矢追秀彦君 これに関連をするんですが、一つ
お伺いしたいのは、百四十八条の「新聞紙、雑誌
報道及び評論等の自由」ところですが、ここに
規定をされておる新聞であれば選挙期間中も選挙
報道してもいいと、こういうことで政党機関紙の
中でもこの条件を満たすものであれば選挙活動の
報道ができる、こうなっておりますが、現在
わけですね。これはこれで結構なんです、現在
政党活動で新聞、雑誌だけではなくて映画とかス
ライド等も定期的に放映しておりますところもある
わけですね、この映像関係になりますと、百五十一
条の三、「選挙放送の番組編集の自由」、これはテ
レビあるいは放送会社が選挙運動の、要するに選
挙の報道ができる、こういふことになっておるわ
けです。ところが政党というのは、現状におい
ては放送局やテレビ会社を持っていますからそ
ういふことはできない。しかし、映像媒体は持っ
ておるわけですね、こちらの方の新聞や雑誌は許
可をされるけれども、映像媒体は文書図画の規制
の方に入ってこれはだめになっておるわけであ
る。これからまたビデオ時代になってきておりま
すし、私は何らかの——私は無条件にやれと言
うんじやありませんよ、さつき言われたように個人
の選挙活動と政党の活動とある程度の制限とい
うのはこれはやむを得ないと思っておりますから
私は構わないと思いますが、少なくとも何らかの規
制を設けて、たとえば新聞、雑誌に見られるよう
なこういう規制を設けた上で、政党なり政治団体
が定期的に出演しているようなフィルムとかスライ
ドというふうなものを、選挙中も選挙報道しても
いいということにはならないですか、それはまた
何らかの便宜を与える、さらにいまの立法の趣
旨に反すると、こういう考え方のなか。いままで
ならば、これは大体新聞、雑誌しかなかったで
すから、テレビ時代に入ってから放送局等には許可さ
れる、しかし政党はそんなものは持っていないし、
恐らく公共的なものでしか持つべきでない、私は
思いますけれども、しかしそうでない映像媒体
というものはあることはあるわけですから、その点
はいかがですか、もし検討課題と、いままや変え
ると私は言いませんけれども、ぜひ御検討いた
だきたい課題だと思っております。

○政府委員(大林勝臣君) 選挙運動のいろいろな
媒体があるわけでございます、その媒体につ
いてそれぞれ秩序をそれぞれの条文で決めてお
るわけでありまして、ただ、先ほどちょっとお触れ
になりましたように、百四十八条の「新聞紙、雑誌
の報道及び評論の自由」と申します条文というの
は、これは非常に古いむずかしい沿革がございます
して、これは特に一般の選挙運動の手段というよ
うな、新聞、雑誌その他のいわゆる報道機関と申
しますか、マスコミと申しますか、そういう新聞
とか雑誌というものについてのいわゆる言論の
自由という問題が公職選挙法の制定当時に非常に
やかましく実は議論をされたわけでありまして、
当時の国会論議におきましては、この新聞につ
きまして、報道の自由は別として、評論の自由は
ちょっとこれは選挙運動の制限というふうなところ
にもひっかかることが往々にしてあるものではな
いだろうか。したがって、評論の自由まで認める
のはいかかなものかという御意見の方が実は当時
の国会では多数であったのであります。これに
対しては新聞、雑誌界の大変な運動がございま
して、一応現在、新聞、雑誌については報道、評論
の自由ということが百四十八条で保障されるよう
になっておるわけでありまして、
そういう意味で、確かに政党の機関誌その他の
問題に関連はしますけれども、一応ここで決
めておきますのは、いわゆる一般の新聞とか雑誌
というものを主体にして決めておるわけでありま
して、ちょっとそのほかの選挙運動の手段とい
うものとは次元が違っておりますと私どもは理解を
しております。

ただ、現在の選挙運動の手段としてポスターで
あるとか看板であるとか、その他のいろいろな規制
がございまして、おっしゃる通りに、いわゆる映
像を利用するという問題についても、ポスター、
看板などとおなじくして、選挙運動のためのス
ライドであるとかその他の映写等の類を掲示する
行為は禁止行為に該当するんだというふうなことを
わざわざ条文で書いております。実際問題とし
て、いろいろな場面で選挙運動のためにいろいろ
いた材料をお使いになるというところはそれなりにま
た意味があると思っております、これは当時やっぱ
りこういったことが大変はやりまして、そのために
また金がかかるというふうなお声が恐らく国会の
中にもあったんだらうと思っております。これは二十
七年の追加ということになっておりますが、確かに
現在の政党活動の中におきますこういった活動材
料の中でだんだんだんだん今後主要な地位を占め
てくるということになりました場合に、この問題
をどうするかというところは、私どもとしても一つ

の問題として今後念頭に置いてまいりたいと思います。

○矢追秀彦君 大臣、いかがですか、同じですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま部長が答えたとおりであります。

○矢追秀彦君 次に、個人演説会ですが、いまの問題にも絡んでくるんですが、個人演説会では録音盤の使用はしてもよいと、こう書いてあるわけですが、録音盤というのはこれはレコードだけなのかテープは入るのか、一応テープは入るような感じを受けるんですが、この録音盤というのは大体レコードということですね、古い言葉ですから、これはいかがですか、まず第一番に。

○政府委員(大林勝臣君) 古い言葉ですが、テープも含めて解釈しております。

○矢追秀彦君 個人演説会ではテープは使えるわけですが、いま言ったスライド、映画は使えないわけですが、大体このテープを使われる場合は、候補者が特に全国区などの場合はなかなか回り切れませんので、個人演説会の会場だけではとって、応援者の中から代表の方が応援演説をやる、本人は来ないからせて声だけでもというところで、この許されてきたのではないかと、思うわけですが、そうして候補者本人の声をかけて政見を聞くと、しかし、ここまで時代が進み家庭にまでビデオが入っている時代ですから、いま言ったお金のかかるという点ではそれは映画なんか金がかかりますよ。しかし、スライドなんというのは、そうめっちゃ金のかかるものでもありませんし、せめてスライドぐらいは候補者の写真も出して、そして候補者の音、オートスライドにしておけば、少しは、それも時間制限していただいて私は結構だと思ふんですが、政見放送の時間、会場の時間もありませんから、それは、まあ本人一時間しゃべろうが一時間しゃべろうが構わぬでしょうけれども、どうしても金がかかるとおっしゃるのなら時間制限してもよろしいんですか。

ら。ただ、録音盤だけというのはこれはいかがなものなのか。私は映画が金がかかるとおっしゃるんならせめてスライドぐらいまで、そうしたら候補者がいなくても顔を見てですね。特に私は地方区の場合は立会演説会もありますし、まだ選挙の範囲が狭い。しかし、全国区というのはもう北海道から沖縄まであるわけですから、なかなか全会場、全部、全県も回り切れない状況ですから、これぐらいは、どうせ個人演説会の会場は制限があるわけですから、そんなやみやたらとできるものでもありませんし、しかも映像媒体になりますと昼間は全然使えない、街頭で仮にやるとしても夜しか使えない、そういうことでかなり私は制限は自然のうちにされていくと思うんです。これはひとつづつ時代の趨勢に従って御検討いただきたい、こう思うんですが、いかがですか。

○政府委員(大林勝臣君) 選挙運動の活動材料として一定のものは禁止されておるわけでありまして、その禁止の中にたまにまじったスライドその他の映写類も入っておるわけでありまして、そういったスライド、映写類というものが今後はひとつ活動材料として使われるものになるかどうか、そういった点につきましては実は従来余り御議論があつたように記憶しております。本月初めて何う御意見でもございます。いろんな選挙運動の今後の活動材料についてどう考えるかということに關します一つの新しい御意見として念頭に置いておきたいと思ひます。

○矢追秀彦君 いま御検討いただけるということですから、これはぜひ前向きに御検討いただきたい。

あわせて、いまの文書図画というものは、これが私はこの解釈になると思ふんですが、私はスライドはこれとまじっておりますからね。しかし、いまオートスライドとなつたり動くわけですね、その瞬間はとまっていますけれども、文書図画というのは何か静的ないわゆる看板、ポスター、そういうのが大体言葉だと思ふんですね。動くフィルムが文書図画というのはそう言葉として

私は適当ではない、さっきの録音盤と同じようにね。それほど選挙法というのは古いわけですから、だから、もうここまで八〇年代に入つたんですから、私はもう少し近代的な様相に変えていくべきだと思ふわけですが、したがって、これは私の個人的な意見でしかありません、たすきというものは果たしていいかどうか、こういうのもいいという人もあるし、悪いという人もあるし、世代がいちいりです。それから、私自身も自分の選挙のときはかけたりおろすけれども、これなんか若い人から見ると、何かおかしくないか、こうしておるなという感じを受けるわけですね。それから、いま言った選挙のやり方全般、先ほど立会演説会のお話もございましてけれども、もっと公営選挙の拡大ととも、またここまで政党化しておる時代、また政治活動と選挙活動の区別は、さっきおっしゃつたようにわが国独特のものである。もちろん、私はある程度は制限はしなきゃいかぬと思ふんです。これは決して反対してはいるわけじゃないんです。

ただもう少し実情に応じて、しかもそれが合理的で、それが金のかかる選挙になつてしまふ、あるいは選挙民の側から見ると何かひんしゅくを買ふような方向へ行く、そういうようなことがあつてもこれはならぬと思ひますけれども、私はその常識の範囲内でもうちょっと自由な選挙運動——どうも選挙となるとこれやっちゃいかぬ、これやっちゃいかぬというのが先へ頭を走るわけですね。戸別訪問の問題も含めてですね。この点をもう少し私は、いわゆる選挙の街頭演説のあり方、個人演説会のあり方、立会演説会のあり方、または公営ではいまテレビの問題が出ておりますが、そういう問題について私は全面的にいまの時代に合せてひとつこれは切りかえていただけたらいいと思ふんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 仰せのとおり選挙はできるだけ自由にするのが私もいいことだと思ひます。それに關連しての貴重な御意見でございまして、私どもの検討の課題にさせていただきます。いと、かように考えます。

○矢追秀彦君 次に、これもいろいろ議論になっておることですけれども、政治資金規正法改正の当面の緊急課題は、政治家個人の政治資金の収入の届け出と政治資金の授受からの一切の賄賂性を廃止する、こういうことだと思ふんですが、聞くところによりますと、先日自民党の方では個人の政治資金については、後援団体経由として個人からは支出の届け出をしない、という基本方針だと言ふんですが、この点は私、大要問題じゃないかと。本来所得として認めらるべき政治活動に使用しない限りは課税の対象となる。公益法人と同様の公共性の見地から無税とされておる政治団体たる後援団体を經由させて個人からは支出の届け出をしない。こういう考え方は、これは大変難所としての税のまあ脱税といひますか、ますます増長していくんじゃないかと、こう思ふんですが、自民党さんでいまお考えになつておるかどうか、大臣どうお考えですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 自民党の中でのいままでの御議論いろいろ経緯があつたようでございまして、御指摘のような一応の、何と申しますか、結論に近づきつつあるというところは事実である。私も考えております。問題は個人の私経済というものと政治活動資金というものを分け、分けをすべきである、私経済と政治活動資金、これの二線を画せというのが例の航空機騒動問題等防止対策協議会からの建議でございまして、それを受けていま私の方も研究いたしております。出発点がさうな関係でございまして、一応政治資金として受けた以上は、今日政治団体を皆さん大体持つていらつしやるわけですから、そこを通して報告をしないといふ、それを報告すればこれはもうどうなたら寄付を受けたかというところだけははっきりするわけですから、そうすればいいわけの寄付する側と寄付を受ける側の世間で言う癒着といひますか、そういう問題については白目のもとにさらされるではないのか、こういうことで

ざいます。そこで、政治団体から今度は支出をしていくと、こういうことになるわけですから、個人がそれに届け出をしない面はこれはもう当然私は維新所得であろうと思えますね。政治資金として受けて政治団体に入れたものを、これを私は私の経済に使うなんていうのは実は考えておりません。政治家は、そこまで私は、何といいますが、疑惑を受けるようなものではないかという、これはやはり政治家御自身のそれは倫理の問題でしようけれども、当然政治活動に使うものは全部政治団体に入れるんだということになれば、それは入れていただけるものと私は考えます。入れなきや、これは当然私は維新所得だと思えますよ。

ただ、その税法上の扱いをどう考えるかということは、まだ結論が出てないというのが今日の自民党の中の御議論の経過のように聞いておりますが、いずれ結論は出していただけるものと、こう思いますが、私自身は、届け出しないものは、これはもう維新所得で課税対象になるのはあたりまえじゃないかと、私自身はさように考えているわけでございます。

なおまた、賄賂性云々というお話がございましたが、これはちょっと御議論が違ふんじゃないかと思えます。それは、たとえ政治資金として届け出たとしても、賄賂といふのは職務権限との絡みで対価性があるかどうかということですから、たとえ自分は政治献金を受けたんだと、で、報告もしておりますよと、こうおっしゃって見たところで、それが職務に關係して対価性があれば、そんなものは政治資金で届け出ておいても、これは賄賂罪は成立するわけですから、そこはやはり個々のケース、バイ・ケースで刑法上の扱いとして判断すべきものと、かように考えます。

○矢追秀彦君　そうすると、いま大臣、その前段の話ですけれども、要するに、仮に私なら私が、あるところから政治献金をもらったと、それをそのまますぐり全部政治団体に出したと、それは届け出をしないと、それで残った分は維新所得と、入

りの方ももちろん届け出するわけですね。その点はいかがですか。

○國務大臣(後藤田正晴君)　要するに、入りは、だれから寄付を受けたんだというの、これははっきりいたします。

○矢追秀彦君　その政治団体へ出す場合と現在の政治資金規正法で規制されておる寄付行為で、付できないわけでしょうか。これは政治団体はいいんですか。その辺ちょっと問題出てこないですか。

○國務大臣(後藤田正晴君)　御質問の趣旨と多少食い違いがあるかもしれませんが、要するに、いまは政治団体の団体規制ですから、したがって個人に対して寄付をする例は、これは個人であろうと会社であろうと何であろうと、例の量的制限は受けません。しかしながら、受けた方が個人の場合——政治団体でない場合ですよ、このときは報告の義務がないんです。だから、どこから何ばもらったかわからない。出す方は制約が、量的制限があるし、受ける方も例の百五十万円という制限はあるんですけれども、さてもらった方が個人の場合には、それを報告する義務がないから、わかんないというのがいまのたてまえなんです。そこを今度ははっきりしようと、こういうことではないかと。

○矢追秀彦君　大臣の言われている点は、それはそれでいいんです。それは現在よりは私は私は進歩してないとは言いませんよ。いまだたたらわからねぬわけですね、相手の会社が仮に裏金で、使途不明金の中から私に百万持ってきたと、それを私は政治活動に使いましたと、こういうことでしたら税務署に申告しなくていいと、それがもうどうなるうがね。仮にどういふふうに使われておったとしても、これは届け出なくともいいし、課税対象にならぬと、そこに問題がある。それを大臣は、私が百万、あるところからもらったと、仮にそれが向こうは裏金であろうが何であろうが、百万もらいましたと、これはもちろん届け出をす

る、そうですね。これはどこへ届け出するんですか。それからもう一つは、その百万の中から仮に五十万円はAという政治団体へ出したと、五十万円は残ったと。その五十万円は、これは自分の維新所得になると、そしてそれは課税対象になると——これは政治活動に使わないわけですから。まずそれをひとつはっきりしてください。

○國務大臣(後藤田正晴君)　部長から答えさせていただきます。

○政府委員(大林勝臣君)　いまの例でございますと、これまでの御議論では、たとえば百万だけれども、それからわかれたと、そのうちの五十万円を御自分の政治団体に出された、そうすると政治団体の方で入り口がわかってまいります。それから、あと手元に残った五十万円というのは、これは政治団体にお入れにならない限りは、その五十万円についての報告は個人からしていただくということになると思えます。

○矢追秀彦君　その五十万円は政治活動に使っちゃいかぬというふうに解していいわけですか。要するに、政治団体へ出す分以外は政治活動というふうにはみなさない、だからこれはあくまでも入ったんだと。六十万までは贈与税の対象になりませんから。これが仮に八十万とした場合は、それはもう所得があったとして届け出をしないか、それはいい。その中から、仮に私が自分でガリ版刷って、ビラつくって配ったと、それはどうなんですか。あくまでも政治活動に使わなきゃいかぬというところであれば政治団体へどこか出さないといふそれ以外はだめですよというのか、それとも、いや少しはこれで明るくなるだろうと、こういうことなのか、その点ひとつははっきりしてください。

○政府委員(大林勝臣君)　もちろん政治団体に入られるであろうという方と、それからそれを分けて、一部は御自分の手でもた政治活動に使いたと、こうおっしゃる方もあろうかと思えます。それをどちらかにしていただかぬといかぬというわけにも恐らくまいらないんで、政治活動に使うものはすべて一〇〇%政治団体に入れていただく

方がわかりやすいとは私も存じますけれども、個々の政治家の方々のいろんな立場、やり方もあろうかと思えます。したがって、政治団体へ一部を入れて、一部を手元に残して、手元で政治活動にお使いになるということもまた十分予想されるわけでありまして、一部を御自分の手元に残して政治活動に使われたのであれば、そういう旨を個人から報告をしていただくと、報告をされない限りは政治活動に使ったというふうな考えをわけにいかないから、やっぱり先ほど来大臣が申し上げておられますように、維新所得というようにことになればと私も考えております。

○矢追秀彦君　時間ですから。

最後もう一つ聞きますが、いまその政治活動に使ったという場合、その報告はどこへやるんですか。税務署ですか。それともいゆる自治省なんですか。それで、その中身はどこまで報告させる義務を考えていますか。実際、それは政治活動に使いましたと言ったって、たとえば五十万円政治活動に使いましたと言ったって、領収書も何もないのか。やっぱりポスターつくったたらポスターの印刷の領収書全部要ると、現在の政治団体の規制にあるような報告書の様式をわれわれ個人も持たせる義務を持たせるのかと、ここまできいて私は少し前進だと思ふんですけどね。その辺がはいまいだと思ふんですけど。いかがですか。

○政府委員(大林勝臣君)　いまの個人の手元に残してお使いになった場合の報告でございますが、報告の相手方は、今後ちょっともう少し検討せぬといかぬと思えますけれども、国会の先生方については恐らく自治大臣、それからその他の方はそれぞれの所属の選挙管理委員会と、県の選挙管理委員会というところになるかと思えますが、その際の御報告の様式については、今後また改めて検討してまいるわけでありまして、おおむね現在の政治団体の収入、支出の報告項目、こういったものを考えておまして、もちろん領収書その他のことも十分必要かと思えます。

○内藤功君　まず、聴力障害者——耳の不自由な

方の政治参加の問題についてお伺いをしたいと思います。

来年は国際障害者年というふうに決められておる非常に重要な年であります。国の政治が障害者の政治参加の権利を保障するのにおきまして、制度として確立をされるということが強く望まれておると思ひます。

そこで、まず自治省にお伺いしますが、立会演説会における手話通訳の実施状況は現在どうなっておるかお伺いをしたい。

○政府委員(大林勝臣君) 昨年の総選挙におきまして手話通訳の実施状況については、別途調査を取りまとめ中でございますが、一つの例として若干の都道府県について申し上げますと、たとえば東京都であるとか、大阪、京都、北海道、神奈川、こういったところ、この五つの都道府県では延べ百六回立会演説会をやっておりますが、そのうちの五十六会場、これが五十二年の通常選挙でございます。それから、昨年の総選挙におきましては、延べ二百五十一回の開催中七十四会場で実施されたとおっております。おおむねほかの県についても、私どもの感触といたしましては、ほとんどの都道府県において大体こういった程度の採用状況になっておると考えております。

○内藤功君 私承知しておりますところは、この聴力障害者の方たちがみんなで零細なお金を出し合せて通訳者に謝礼を支払うと、こういう運動から、たしか昭和四十年に東京中野区で初めて手話つき立会演説会というものが実現をされて、この運動が全国に次第に広がって、ようやく昭和四十六年の五月三十日の自治省通達というものに至って、今日いまだお話のような事態に至っていると思ひます。

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会という団体がございますが、この団体からの国への要求項目、この間国議員のところにもいろいろな要求が来ましたが、立会演説会には必ず手話通訳をつけるよう指導していただきたいという要求がすでに出されております。この点について自治省が

一層その指導努力を強める必要があると、障害者を来年に控えましてですね。この点についての努力をお願いしたいと思ひますが、自治省のお考えをお伺いしたい。

○政府委員(大林勝臣君) この手話通訳の採用につきましては、沿革については、先ほどおっしゃいましたように、非常に長い沿革があったわけでございます。まして、選挙を管理する立場に立つてみますと、立会演説会におきましていわれる立会演説者、つまり候補者御本人のはかにはまた別の通訳さんを置くということにつきまして、いろいろまたその通訳の仕方によって公平であるとか公平でないとか、そういった問題が起るであらうという非常に神経質な考え方を以前は持っておりました。その後のいろいろ都道府県と協議をし、御意見を聞いたところでありまして、御指摘のように、四十六年以來、手話通訳者を立会演説会に採用することについて通知文を流しておりました。努めて公立聾啞学校の教諭等、公正な通訳のできる者を充てるという御注意をしていただきながらも、手話通訳についての採用というのをお願いをするという通知文をその選挙のたびごとに流しておりました。

なお現在、蛇足でございますが、昔と違ひまして手話通訳者の報酬等につきましては、選挙の臨時啓発の委託費の方でお支払いをするということになっております。今後とも同様な指導をしてまいりたいと思ひます。

○内藤功君 今度はテレビ政見放送のことなんです。テレビ政見放送についてもテレビの画面の下や横に出てくる字幕を併用してほしいという強い要望が出ておられます。字幕の併用につきましましては政見放送をする候補者からあらかじめその要旨を提出をさせるというような方法をとりますれば、十分私は可能であると考えております。障害者の貴重な公民権の行使のための判断資料を提供することでもありますが、非常にこれは重要なことだと思っております。これについて自治省の実現への決意またお考えを率直に伺いた

いと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) この問題には、先生から以前にも御意見、御質問がございまして、その後私どもとしましては放送局側といろいろ協議をしましてまいりました。現在の段階におきまして放送局側の検討状況を御報告をいたしますと、この手話通訳の手話の方法と申しますものが、いわゆる手話だけではなかなかその意味がよくわからない。したがって手話だけではなしに口の動きと申しますか、これを口話と申すのであります。口話であるとかあるいは手で文字を書くか、こうする、いわゆる文字つまり指文字というのであります。身が主だそうでありまして、その上半身の全体体の動き、こういったものを総合的に使つて手話をされておるようであります。これは何かトータルシステムというのださうでありますけれども、こういった全体体を使つた総合的なやり方というのをしなないと、なかなか候補者の政見というものをがしつくりよくわからない。そこで、そういうことを前提といたしましてテレビの画面の一部に手話通訳者の映像を入れるということにつきまして、まあどうしても部分的な小さな画面ということになりまして、その小さな画面の一部でこういったトータルシステムで手話をしていたかどうかということが可能かどうか、かなり技能の高い通訳者ということに恐らくなってくるのだらうと思ひますけれども、そういった技能の高い方の確保状況、今後の見込みあるいは手話の方式につきましまして、いわゆる高年齢層の方あるいは若年齢層の方々によってかなりまたやり方が違うようでもございまして、そういったいろいろな問題もいま盛んに放送局の方で研究をしておるようでございますので、さらに時間をかしていただきたいと思ひます。

○内藤功君 いまの私の質問で字幕の併用についてはいかがです。

○政府委員(大林勝臣君) この字幕の併用につきましても、放送局の方であわせて検討いたしてお

ります。

ただ、この字幕の併用につきましてはまたもう一つ技術的な問題がございまして、現在のいわゆる字幕——いろいろなニュースで流しますテロップと申しますか、こういったことについても、私どもは余り気がつかないのではありませんけれども、その都度その都度よくミスが起つておるようでありまして、誤字があったとかあるいは脱字があったとか、そういう事件もあるようであります。したがって、現在一般の放送におけるテロップにつきましても三重、四重の内部チェックというものをおやっておるようでありまして、この政見放送というものを短時間に録画をいたしまして、その録画の際にこういった候補者からあらかじめ提出をされたテロップを作成するということが技術的に可能であるかどうか、その他テロップを作成する場合に一つの形態にもう限定をしてもならないと、候補者によって希望の字体というものまで注文をされたのでは非常に困るし、また字数というものも余り長いとこれもまた技術的に対応できないというふうな問題がございまして、どういった程度に考えれば技術的に可能であらうかどうかという点について、現在検討していただいておりますところでありまして。

○内藤功君 こういふ研究をやるについては、ぜひお願いしたいのは、全国で約二十五万人と言われている日本聾啞連盟というの唯一の団体というべきにも障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会というふうな団体もございまして、こういった団体の方々にもぜひ問題解決についての意見を自治省としてお聞きになるのがしかるべきだと思ひますが、いままで聞いておられるかどうか、まだもし聞いていないとすれば、これをぜひ率直に聞いて、こういった人たちの実情をさらにつかんで研究を進められたいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) この問題については、特に外部の団体の御意見を聞いたという報告には接しておりませんが、研究の一つの参考意見とし

て、また適当な時期に御意見は聞いてみたいと思
います。

○内藤功君 この問題について聞いておられて、
大臣に次にお伺いしたいんですが、NHK側にも
私も直接聞いてみました。いろいろと難点は
言っております。

たとえば方言というものが手話にもあり得る
と、そして統一手話というものがなく、通訳
者が少ないとかというようにいろいろ言っ
ておりますが、まずこの統一手話とか、それから
ボキャブラリー——言葉が少なくないという問題につ
いては、さき言いました全日本聾啞連盟という
ところから、これ私手に入れたんですが、「わた
したちの手話」会話編、こういう本が出ておりま
して、漫画の図入りで、こういうふうにしやべっ
たらいいというのが非常に具体的に書いてありま
す。こういうものがありますから、統一手話とい
うものがないということは私は言えないと思っ
ます。

通訳者が少ないという人数の点でも、東京都に
例をとりますと、東京都手話奉仕員養成講習会と
いう会がありまして、ボランティアコースと専門
コースの修了者がいま四百人を数えておる。手話
通訳派遣事業の登録者は百名を超えておる。それ
から全日本聾啞連盟では手話通訳の制度化を目指
して、五十一年度から、全国手話通訳認定試験及
び認定通訳者研修会というものを実施してありま
す。また、厚生省が四十五年度から制度化した手
話奉仕員養成事業によって、全国で十万人余の奉
仕員が誕生したということを連盟の方では申し
ておられます。

ここで、やはり主管官庁である自治省が積極的
にやはり障害点にはつきり幾つか出されてい
る点にほられていきますから、これはやっぱり積
極的に一つ一つ取り組んでいって、来年の国際障
害者年への取り組みとして努力をしてほしいとい
うこと。それには調査費等、最低限の予算措置も
裏づけとして検討をやはり急いでほしいと、それ
から放送関係者には、やはり自治省から一層の協

力と前向きな努力を要請してほしいと、私は最低
限のことを要望したいと思うんですが、大臣、
ずっと聞いておられて、あなたの御決意とそれか
らお考えを承りたいと思うんですが。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御意見よく承りまし
て、そういった団体の方のいろんな経験等もおあ
りでしょうから、承りたいと思います。そして検
討をしたいと、かように考えます。

○内藤功君 それでは、この御努力を要求いたし
まして、次の質問に移ります。

きょうは、特に法務省並びに警察庁のお方にも
おいで願ったんですが、選挙の公正・自由の確保
ということが選挙の執行については一番大事なこ
とであります。そういう点で御質問したいと思っ
んですが、実は、ちょうど一年前の昨年四月七日
の夜、東京都の新宿駅の東口の広場街路上におき
まして、これは統一地方選挙、特に東京におきま
しては知事選の投票日の前夜という、まさに最終
晩に当たって、右翼団体などが候補者の最後の街
頭演説会を聞くべく同広場に集まってまいりまし
た約一万を超える聴衆、群衆の中に宣伝カーを先
頭に、その宣伝カーの上には長いさお、あるいは
棒などを持ちまして突っ込んでまいりました。相
当なスピードで突っ込んでまいりまして、そうい
う騒ぎの中で人が出る。さらに演説会という
ものは実際上不可能に近い状況になる。候補者自
身に傷害を加える者が出てくる。日本の選挙史
上、憲政史上候補者自身にかかる傷害が加わった
というところは恐らく前例がないんじゃないか。ま
た、憲政史上このような大規模な選挙妨害がなさ
れたことは、私は史上これはまれに見ることだ
と、八〇年代を前にした時期においてまことに日
本の政治上不幸事だと思っております。また、
大きく新聞なども論評せられました。公正にし
て自由なるべき選挙を多量の暴力で妨害した事犯
で、断じて許せない事件だというふうに思いま
す。こういう観念に立つて告訴あるいは告発もな
されたわけでありまして。いま再発を防止——この
ような事件が再び首都東京はもとよりのこと、わ

国の中で絶対に起こらないようにするため
も、本件についての厳正なる捜査あるいは厳重な
処分、処罰は、私は絶対に必要だろうと思いま
す。

そういう観点でお伺いいたしますが、まず法務
省刑事局にお伺いします。本件は公職選挙法第二
百三十条、二百二十五条等違反、選挙の自由妨害
罪その他の罪名をもって最高検察庁等に告訴告発
された案件であります。現在の捜査状況——私
の聞るところでは参考人が被害者側を含めて約五
十六名、あるいはそれ以上という者がいままで調
べられたと、それから写真説明書が告訴告発人側
から出され、約百通近い写真が出されておる。捜
査には非常に協力をしておる、それから実況検分
が警察側によって三回ぐらい行われておるとい
うような概要は承知しておりますが、どのくらい進
んでおるのかという点、これをお示し願いま
す。

なお、右翼関係者側の取り調べについて行われ
たという確たる情報がないのでありますが、以上
の点なども含めて概況を御説明願いたいと思いま
す。

○説明員(河上和雄君) 御指摘の事件の関係でござ
います。これは正確に申しますと四つほどの
事件、これが検察庁にかつて係属しているいは現に
係属していると、こういう形になります。

まず第一の関係でございしますが、これはちやう
ど御指摘の五十四年の四月七日に新宿駅東口広場
で警察官に対する公務執行妨害、こういった形で
いわゆる右翼の人たち、これが五十五名ほど現行
犯で逮捕されております。この事件が一つ。

それからもう一つの筋は、明るい革新新都政をつ
くる会、これは代表幹事は青木宗也さんという方
ですが、この方が五十四年の四月二十日、これは
東京地方検察庁に直接告訴告発をなされた事件。
それから、その内容は全く同じですが、同年の
五月四日、最高検察庁、これに対してやはり同文
の告訴告発状と同じ青木宗也さんから出されて
おります。そして、最高検察庁は、受理をしまし

た五月四日、即日付で東京地方検察庁にこれを移
送いたしました。東京地方検察庁でこの青木宗也
さんが告訴告発された氏名不詳者に係る公職選挙
法等の違反被疑事件、これについて捜査をしてい
る、こういう形になります。これが正確には二本
になるわけですが、まあ一つと見ていいかと思
います。

それから、最後の三つ目のものが、昭和五十四
年の四月七日に、やはりこの青木宗也さんが警視
庁の新宿警察署に対して、これは検察庁に告訴告
発したのと同じような内容でございしますが、公職
選挙法違反の事実をもって告訴をいたしております。
この三つがございします。で、第一の事件は、
御指摘の点とはちょっと離れている公務執行妨害
の関係でございしますが、これについてはすでに検
察庁で不起訴処分が付されております。

そして、問題は、第二と第三の青木宗也さんが
検察庁に対して告訴告発された事件、それから警
視庁に対して告訴告発された事件、この二つであ
るわけですが、これについては直接検察庁で告訴
告発を受けたほか、同じ事実について警視庁に告
訴告発をされた関係もあり、また御承知のよう
に、刑事訴訟法上は第一次捜査機関であります
警察が捜査を尽くす、そして事件を検察庁に送付
すると、こういう形になっておりますので、主と
して第三の関係の警察の捜査を待っていた状況で
あります。これが本年の三月三日、警視庁新宿警
察署から東京地方検察庁に送付されてまいりまし
た。したがって、現在、第二、第三の事件、いず
れも東京地検において捜査を継続中と、こういう
形になります。

捜査の進展状況はどうかと、こういうお話でござ
います。これは現にいま捜査を継続中の事件
でございします。これこれこうだというふうに
細かく申し上げるのは実は適当ではないと思いま
すが、ごく大まかな言い方を申し上げるのを許し
ていただくとすれば、ほぼ七割方ぐらいは終わっ
ていると、こう申し上げていいのではないかと思
います。

それから、いわゆる右翼に対して調べたかと、
こういうお話でございますが、当然わかつている
関係については調べはしております。

○内藤功君 いまの点、警察庁の捜査の現況につ
いて伺いたいと思います。

○政府委員(鈴木貞敏君) いま法務省の方からお
答えございましたが、新宿警察署といたしまして
も、明るい革新新政をつくる会から告訴告発を受
けたわけでございます。非常に混乱した現場にお
きまして公妨被疑者として五十五名を捜査して
、これは東京地検に四月九日に送致しているわ
けでございますが、この告訴告発文につきましては
、その後、警視庁といたしまして被害者、目撃
者の方、こういった方の事情聴取等につきまし
て、非常に時間はかかりましたけれども、いろい
ろ協力をお願いしたところの過程がございまし
たが、大変時間が経ってかかっています、被害
者の方のなかなか都合がつかないというふうなこ
とがありまして、大変時間がかかりましたが、昨
年の十月下旬までに数多くの参考人等の取り調べ
が完了いたしました。また、この取り調べの結果
それから現場写真、こういったものに基づきまし
て関係者の詳細な取り調べを行って、その結
果、被疑事実が特定されました者四名につきま
して、先ほど法務省の御答弁がありましたように、
三月三日、東京地検に送致したわけでございま
す、この四名は大日本愛国党員二名、日本青年社
員二名、これを公選法の自由妨害及び凶器携帯容
疑というふうなことで送致しているような状況で
ございます。

○内藤功君 この事件では、告訴告発人側がこの
種事件でのいままでの経緯にかんがみまして、検
察庁あるいは警察と常時捜査の協力態勢をでき
るだけという姿勢をとりまして、警察側から告
訴代理人に連絡をしてもいい、その告訴代理人か
ら被害者側の参考人に御連絡をして、私の知っ
ている範囲では、これは捜査の秘密と言われるけ
れども、もうほとんど半ば参考人の方に御協力を願

う意味で人数も非常に足りていないんです
ね。警察で三十三名、検察庁で二十三名、五十六
名が調べられていることを告訴告発人側は確認を
してある。そのほか直接お呼び出しを受けて事
情聴取、取り調べに応じた人が三、四名おるの
ではないかと思われる。約六十名が延べで調べら
れております。写真は大体九十三枚提出をして詳
しい説明書も出している。こういう状況で告訴告
発人側は十分に協力をする態勢にあるということが
言えると思うんです。したがって、告訴告発人側
の協力非協力ということ言われるのは全くこれ
はないと申してもいい。これは三月三日に四人が
送致されたそうですが、また七割方進んでいると
いうのですけれども、何しろ去年の四月七日の事
件で、一年もたっているんですね。これはひとつ
嚴重に、またスピードも上げて処理をしていただ
かなくちやならぬと思います。

そこで、この選挙の最終晩のいわゆる打ち上げ
の演説会の会場で約万を超える人々が演説会の開
会を待っているところに宣伝カーを先
頭に——これは私も現場を見たんです。現場にた
またまいて突っ込んでくるところを見たんです。
これは水平にこういうふうな線を構えてましてジ
グザグをしながら車が突入してくる、文字どおり突
入ですね。私は、まあ表現を許されるとすれば段
り込みという実感を受けたね。こういう形の
選挙妨害というのは、先ほどから繰り返している
ように歴史上まれに見る妨害事件だと思ってい
ます。こういうものが自由妨害罪でなければ公選法
の自由妨害罪というものはもう存在の意味がない
と言わなければならない事犯だという感じを私は
特に現場を見た人間としても思います。

暴力根絶、選挙の自由を守るというのはこれは
政府の最大の任務であります。後藤田自治大臣、
あなたは国家公安委員会の委員長、治安担当の国
務大臣としてこういったものについてこれは相当
なやはり御決意で臨まれないと、この種事犯は再
発して日本のいわば法治国家としての面目も失墜
することになります。改めて本件についての適

正、厳正な捜査処分、それを督促されるように私
は要求いたします。御決意を伺いたい。
○国務大臣(後藤田正晴君) 選挙の自由妨害の罪
は、従来から警察としては選挙違反の要質犯とし
て嚴重な取り締まりをやっているように聞いてお
ります。したがって、今後もこういった事態のな
いように十全の配慮をしてくれるものと、またし
ていただかなきゃならぬと、かように思います
が、御指摘の事案については、先ほど法務省、警
察両当局からお答えをいたしましたように精力的
に取り組んで最終の決着を図りたいと、かように
考えております。

○内藤功君 最後に、時間がないので詳しいこと
はまた次の一般質問等の機会にさらに詳論したい
と思うんですが、警察に警備実施上の観点で強く
申し上げておきたい。

私は、まああの事件は東口広場へ突入する経路
に当たるところの歩行者天国の入口のところを警
備の部隊が規制をすべきであったということは何
回も現場へ行きまして、歩行者天国のときなんか
見まして思うんです。あそこ入口のところには
いわゆる人間の通行をチェックするようなさくが
置いてあっただけなんです。そうして、そのこ
ろに機動隊の部隊の人間もおったわけなんです。
ですから、これらの長い旗さおやこん棒やある
は石や卵やコカローラのびんや、こういったもの
を車の上に乗っけて、しかも人物は表から見れば
どういふようなことをする人間かというの、大
体警察官であれば判断が容易にできるはずなん
です。突入を許す前に、やはり東口広場へ通じる路
上において前方でこれを規制する機動隊の規制の
原則である前方規制という言葉があるはずであ
ります。これをやはり実施をすれば、このような事
態は私は未然に防げたんじゃないかというふう
に思うわけです。私は、その時点でいわゆる持込
罪等の適用をすれば被害を防ぐことができたとい
う感を深く持つておるわけでありまして、このとき
の警備実施問題についてのあなたの方の反省点が多
あると思います。私はこのうちの一番大事な

はこれだと、こう思っているんです。御所見があ
れば伺いたい。

○政府委員(鈴木貞敏君) お答えいたします。

当日の四月七日の土曜日の七時以降、仰せのと
おり七時で歩行者天国解除と、それを境にいたし
ましてああいうハプニング的なものが起こったわ
けでございます。警察としましては警視庁新宿
警察を中心にいたしまして、何といたしましてあ
の東口に非常に過熱したそういった選挙の機運と
いうことで、各候補がそれぞれ朝の段階から陣取
りということで臨んだわけでございまして、こう
いった混乱のないように、警察としましては機動
隊を含め私服の情報収集員等を含めまして約五百
余名をそれぞれの要所要所に配置したというふう
な状況でございます。しかし結果的に、おっしゃ
る通りああいうかっこうでの混乱が起こったと
いうことでございまして、警備全体といたしまし
て、私も当時状況をいろいろ聞きまして、やはり
選挙という特別な事情を考慮して非常にむずかし
い警備であったと、こういうふうな率直に感じま
す。といいますのは、それぞれの右翼の方もそれ
ぞれ立候補されておる方、いわゆる大日本愛国
党は赤尾敏、その他深澤、垂井、こういったい
ゆる右翼団体から立候補している人でございま
して、東口に歩行者天国の解除の七時を期してこ
の現場にきたと、そこで右翼を入れないというよ
うなことでも聴衆との間でトラブルが起こってき
た、こういうかっこうでございます。

そういう時点を考えますと、おっしゃるとおり
自動車で阻止する前方規制という言葉は私も固ま
った言葉としては聞いておりますが、いずれにし
ましても、事前に、現場に入らない前で車両で阻
止するという点はいろいろ警備戦術でも考えられ
るわけでございます。当日も車を出しておりま
す。交通詰めの前に、ただ非常に道路幅が広い
ために、一台出したそのわきを通られて入ってこ
られておる、こういうふうな当日の実情があった
わけでございますが、選挙の運動あるいは政治活
動の自由を最大限に尊重しながら、慎重な考慮の

もとで当日の警備警戒に当たったということございまして、太田候補の側にも、それぞれ側近警護を含めまして車両の中心その他にたくさん警察官がこれをガードしたというふうな状況もあるわけでございます。ああいった歩行者天国の解除時期で、こういった当時二万人とこうわれわれ把握しておりますが、そういう中で、また立候補者といながら、そういうものが同じ時間帯に、愛国党あるいは日本青年社あるいは国粋社というふうないわゆる確認団体の自動車が出来たというふうなことで、混乱が起ったわけでございます。そして、そういう点二度とこういう事犯のないように、歩行者天国とこういう広場との関連、さらにまたこういった自動車の規制というふうなものを含めまして、その後われわれはこれを二度と繰り返さないように、実は昨年度のその後の選挙その他におきましても十分配意いたしまして、二度とこういう混乱がないようにということで努力しております次第でございます。

○内藤功君 納得できませんね。まあ右翼に甘かったという批評をわれわれせざるを得ませんね。

○青島幸男君 まず、私、政治家への個人献金の問題につきましてお尋ね申し上げるところから始めたいと思いますが、自治省の方で、政治家の個人献金に非常な疑問が一般に持たれておるといふところから、法的にすっきりしたものにしたい、疑問の残らないようにしていきたいという意欲をお持ちになりました。いろいろ検討なさっているというところにつきましては大変評価をしたいと思います。それから、そのとおりお願いしたい。それできつとしたかっこうに早くなるように心待ちしておる者の一人でございます。先ほども矢追委員とのやりとりの中でその意欲もわがわがしましたが、私がかねがね疑問に感じていた部分なんですけれども、政治家個人になされた分を政治団体に寄付する、そこでその団体を通じてどういうふうに使ったかというところを届けなければいじやないかという話を先ほども伺いましたけれども、いかなる名目にも

おいても、どんな善意であつても一切寄付できないことになっておるわけですね、少くともわれわれ全国の候補者というのは、ですから、たとえ自分の政治団体であるうと、そこに自分がもつた金を寄付することはできないんじゃないかというきわめて基本的な疑問があるんですが、その点いかがでございますか。

○政府委員(大林勝臣君) いま公職選挙法の方で公職の候補者、つまり現職を含みましておよそ政治家と言われる方については、寄付の全面禁止というところに実はなっております。これは除かれておるわけでありまして、

○青島幸男君 それで了解しました。しかしものとすっきりさせるためには、個人が一切受けてはならないと、団体を通じて受けるなら受けなさいというふうにいっせなされた方が、一般の方から見てもすっきりするんじゃないかというふうな気がしますが、その点は御検討になったことがあるんじゃないか。

○政府委員(大林勝臣君) まことに申しやるように、こういった制度を考えます場合には、いきなり個人自身、個人がもう受け取ってはいけないうことにはすれば一番手取り早くて一番わかりやすいわけでありまして、要するに政治活動の中でやっぱり政治献金というののも一つの政治活動というふうな考えました場合に、そういった政治活動の自由というものをその面で制約をするというところになってくるわけでありまして、したがって、そういった政治活動の自由のその面における制限というものを乗り越えるだけの合理性というふうなことが考えられるかどうか、つまり必ずどうしてもやはり政治団体に寄付するんではなくて、個々の政治家に寄付したいという方もおるわけでありまして、そういった方々、それからあるいは受け取る方につきましても、やっぱり自分で受け取って自分で使いたいという政治家もまたおられるんじゃないかと思ひます。そういった状況のもとで、一切合財も個人に対する政治献金は禁

止であるとか、受け取ることが禁止されるということになります。場合のいゆる政治活動の自由という問題との関連、これは非常にむずかしい問題として私も認識しております。いろいろ内部で検討しておりますが、そこまでは恐らく現在の制度で乗り越えるというわけにはまいらぬのではないだろうかという気持ち強いわけでありまして。

○青島幸男君 せっかく意欲をお持ちにならるその辺で逡巡していらつしやるというのが大変私ども不満に思ふ点なんです。たとえば一切の寄付行為をしてはいかぬと言われました際に、ごく親しい人間の冠婚葬祭とかそういうもので、物入いは自分が出身した学校に自分の寄付をすることとさえできないということになりますと、社会通念上の人間関係が非常にぎくしゃくしたものになるんじゃないか、だからこれを一切取り締まり、一切だめにするというふうなことは、それはそういう意味合いで合理性をただ推し進めるだけで、そういう人間性とか人のつき合いというもので押し倒すということでは、余り合理性がないんじゃないかという議論もあつたわけですよ、実は。しかしそのおかげで、一切断れるという理由になりました部分もありまして、非常にこの法律は尊重されたりしている部分もあるんですけれども、一回そのような決断があつて、これが理論的背景がきちつとあれば、多少その時点で冒險であつても、これは後々まで考えますと、あのときああいう決断をしてよかつたんじゃないかということは当然出てくると思ひますので、その辺で逡巡なさることはむしろないんじゃないかと私考えますし、それから先ほどから言われますように、個人で受けて個人でやりたいという意思も残るの

ところがあつても、断行すべきところはするべきだといふふうな私考えですが、重ねてその辺の御意見を伺わしていただきます。

○政府委員(大林勝臣君) 先生は、いわゆる公職選挙法の寄付の全面禁止、こういった問題について、昭和五十年の改正で一応乗り切つたではないかと、こういったこととの関連でおしやつておるわけでありまして、確かに公職選挙法の改正におきます候補者の寄付の全面禁止についてもまた同じような実は議論があつたわけでありまして、それで一〇〇%全くなかなる種類の寄付を禁止しても、すべてこれは全部罰則がかかるということになりますと、やっぱりこれはちよつと憲法上の問題というふうな問題にも関連をしていくということとで、非常に罰則面でも苦勞をしたという経緯が実はあるわけでありまして、それとの関連でお尋ねがあるわけでありまして、それとの関連でお尋ねがございました。一応個人に対する寄付を全面禁止というふうなことをいたしました場合においても、その実効性を担保する場合にどういう手段でも波及してしまふわけでありまして、非常にその辺を私どもはむずかしい問題と認識しております。

○青島幸男君 私申し上げます点は、十分御了解いただいていると思うんです。ですから、これから御検討になるわけでしょう。ですから、そういう意見もあることを十分御承知になりまして、だれの目から見ても、これは妥当なものだといふうなものにおつくりいただくように要望申し上げますけれども。

それからもう一つは、先ほどの御意見なんですけれども、個人に入つた分を政治団体に渡した分あるいは残した分、分けますね。そうすると、残した分は自分の私生活の方に使つた分と明確に区別がつかないから、それは雑所得としてあるいは税法上の対象になるかもしれないという部分が残りますね、従来もそうだったんですけれども、ですから、これを税法上でとらえようとなさらないで、政治資金規正法の面からとらえようと

なさるという判断は的確だと私も思います。と申しますのは、政治家の個人に入ってくる献金を雑所得というように考えてきたといういままでの慣行がむしろ間違っているんですね。何千万でも何億でも雑所得というふうで入ってきていたわけですよ。それで、その雑所得として入ってきたものに必要経費を抜いて余りがなかったら届けぬでいいということだったですね、いままで。ですから、必要経費であるということさえ、政治資金として使ったんだという一行さえあれば、これが免罪符となりまして、何でもソーベイになって不問に付されたというところに実は重大な問題がありまして、税法上の必要経費というのも実際に問題がありまして、これは重々自治大臣な人も御承知だと思えますけれども、その所得を得るために必要な経費を必要経費と税法上言っておりまして、たとえば、政治家になって当選するということは、歳費を受けとったり献金を受けたりするための営業目的みたいなふうになりなかつたやうなわけですよ。そういう所得を得るために必要だった経費というふうな考え方というのはきわめて間違っていると思えますね、私は。確かに自分の考え方を一般の方々に理解していただくための政治活動というのは、それは政治家になつたあぐりに入ってくるであろう利得を予測してやることではないですね。ですから、政治活動に必要な経費と必要経費とは全く別のものであるんですよ。それを同じような考え方でも運用してきていたわけですよ、いままで。そこに基本的な問題がありましたので、これはいつまでたつても賄賂とそれから政治献金、あるいは政治活動費の区別がつかぬから、法的にどこまでいっても追及できない。あれは政治活動として使ったのだと言え、たとえ五億円でやろうと不問に付されてしまふやうなことがありました。これが多くの疑問を呼ぶ基本的な問題だったわけですよ。ですから、今回はそういうことのないように、個人に入つた分も団体を通じてちゃんと届け出するようにしようじゃないか。それで、もし団体を通じても届け出して

いないような部分については、それはどう見られても仕方ないぞというふうな御発言、大臣のニエンスありましたけれども、私もそれに同感です。ですから、理想的に申し上げれば、すべて献金は団体を通して明快にどこから幾ら、いつ入つたかというものが明確になる。使つた方も団体を通じてパンフレットを幾つつくつた、どの会場を借りて何回演説会をしたというところが明確に表にわかるようにするということが一番望ましいことですね。ですから、これに近づくように御検討になっていられるんだということを私もゆめゆめ疑いませんが、ぜひその辺の線で御検討いただきたいということが改めて御決意として承りたいのですが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) まだ最終の結論に至っておりませんので、その点はお含みおき願いたいと思ひますが、要は個人でお受けになった、それは団体を通じて報告をしていただく。で、団体を持たない方もいらつしやいますし、それからまた、自分は団体を通じてやるが自分もやるとおっしゃる方があるかも知れません。その人は個人で受けましたということをお知らせしていただく。そこで、そういう政治資金として報告のな分は、これはいかにおかしな御議論、そのような理論成立立つと思ひますけれども、そこでそれは税の対象になりますよ、こういう区分けでいったらどうかあつたというのが今日の議論の過程でございまして。

ただ、税法上の問題についてはまだ結論が出ておりませんので、そこをまたお含みおきを願ひたいと思ひますが、いづれにせよ、私もいま党とお話し合ひをしているのは、政治家についてとか問題があるのは、政治資金を出す人、それを受けた人とのいわゆる情実みたいなもの、腐れ縁みたいなものが問題ですから、そこだけはひとつはつきりしようじゃないかというのがいま議論をしておる中身でございまして、お含みおき願ひたいと思ひます。

○青島幸男君 私申し上げました線をぜひ踏まえ

て御検討いただきたいと思ひます。先ほどの御議論を伺つておりますと、どうも大臣も全国の選挙の現行のあり方については大変疑問を感じておいでで、比例代表制を導入することの方がより望ましいのではないかと、いふふうな御発言のように承りましたけれども、確認いたしますが、現行の全国のあり方はいろいろ難点が多い、拘束式比例代表制に移行する方が望ましいとお考えになつていらつしやるかどうか、はつきりとお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) これもまた党で御議論をしていただくかなやなことで、私が先走つてお答えするのはどうかと思ひますが、あえて個人的見解を申し上げるならば、ともかく一番いかにいかに今の全国のやり方だ、したがってこれは直ちにやいかぬ、こういうことでございまして。そこで、その方法としてはいろいろなやり方があるでしょう。その中の一つに、有力な案に拘束式比例代表制ということがあるだろうと。しかし、比例代表制というものは、選挙する人と、有権者と、選ばれる人との間の関係が希薄になりはしないかといったような弱点もございまして。しかし、全国区という制度を残す以上はやはり、いろいろな議論があるでしようけれども、私の個人的見解としては拘束式の比例代表制がいいのではなからうかと、かように考えております。

○青島幸男君 大変私は残念に思ひますが、大臣の言われるほど現行の全国区の選挙制度のあり方というのは、これは悪いという認識が全くないんです。公選法の運用が的確に行われておりますれば現行法で十分に納得のいく選挙ができるんじゃないかという認識を持つ者の一人なんですけれども、そんなにドラスチックに拘束式に根拠から変えるようなやり方で移行しなきゃならぬのは、じゃ、どこが一体この現行のあり方は悪いのか、はつきりとお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) それは、まず、一

今日のようなやり方で本当に選挙民として選択するだけの材料が一体あるのか、立候補者について。これが一つ。

それともう一つは、どうしても選挙というものは、何といても選挙する人と選挙される側との、何といひますか、一種の人間的な理解ができなやうなあいまいな面。そういうふうな面から見て、これはもう肉体的な限界を超えているんじゃないかと私は思ひます。こんな選挙運動をやった日には恐らく従来の例でも、前回なかつたやうですけれども、大体次の人は繰り上げになつてしまふ。つまりどなたかが亡くなつたというだけの厳しい選挙になつていくじゃないですか。これは、やっぱり私はいまの選挙のこの全国区のあり方というのはもうそろそろ見直してもいい時期ではないのか、私は率直にそう思つております。

○青島幸男君 私、残す時間が五分しかございせんので、ここでこの議論を始めますととても五分じゃ終わらないと思ひます。しかし、それは大臣やうでしてね、大体この参議院の全国区という制度が発足したときの議論なんかたくさんあるわけで、私も拝見しましたけれども、どなたも明確なことわかつていらつしやらないわけですね。いまだに参議院の性格というものをすら明快に

小学校、中学校の教科書の中にも一応うたつてあるだけでして、腹の底から納得できるようなことになつてないわけですよ。ですから、この発足の当時は地方区もあつたわけですから、全国的な規模で、あるいはふだんの著作物とか政治活動とかを通じて大体何を考へて何をやろうとしている人かということがはば理解が行き届いている、そういう方が立候補なつたら物理的にも二十五日でもわかるわけですね。そういう人が望まれて出てくる場所が全国区の参議院のあり方ではないかと思ひます。そういう場所を便宜的にやりにくいから、人命にかかわるほど過酷だからと、やり方の問題で基本論を全くすり違えて、やり方が過酷だからやめようじゃないかという御論旨は本末転倒もはなはだしきではないか

ろうかという気がするわけですね。

それからまた、拘束比例代表制にしても非拘束にしましても、それぞれのネック、隘路は持っているわけですね、それと同等ぐらいに。ですから、そのことも重々大臣も御承知のはずなのに、あえてそういうことをおっしゃられると、私大變情けなく思う者の一人として、本来参議院の全国区のあり方というのはいささか趣旨でできたのかという辺りも一度お考えいただきまして、たとえば私どもの例で言えば、市川房枝さんなどは五十年近く婦人運動に携わってこられたわけですから、そのことはもうご承知のはずなんです。ですから、あの方は本当にポスター一枚張らずにおいでになっても、今度出るよとおっしゃるだけで二百万票近い票が集まるといふことなんです。ですから、ノーベル賞受賞者であらうと、何であらうと、全国的な規模でチェックの機関であるところの参議院に国民に望まれて出てくるという方がおいでになるといふ余地は、少なくとも拘束制でも非拘束制でも比例代表制にしますとなくなるわけですよ。そういうふうにしてしまおうということは、国家百年の計からして参議院を全く何の役にも立たない無価値なものにしてしまおう、それもあり得るので、その辺もぜひお考えいただきたいというのを私懇願いたしまして、御検討再々いただくように懇願しまして、時間になりましたから機会を改めてまた伺いたいと思っております。

○委員長(中村植二君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(中村植二君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(中村植二君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(中村植二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十五分散会

二月一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、明正選挙推進に関する請願(第一四二号)
第四二二号 昭和五十四年十二月二十五日受理
明正選挙推進に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四二(愛媛県議会議長 宇都宮光明 紹介議員 松垣徳太郎君)

先に実施された第三十五回総選挙において、全国的に多数の選挙違反者が出たことは誠に遺憾である。選挙は、本来、公職選挙法の主旨にのっとり、選挙人の自由に表示する意思によつて、公明かつ適正に行われるべきである。よつて国民の政治に対する信頼を回復させるため、公職選挙法の改正を行い、明正選挙を実施するよう強く要望する。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
第四條第一項の表を次のように改める。

投票区		投票日		投票日		投票日		投票日		投票日	
市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町
五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上
平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日
五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上
平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日
五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上
平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日
五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上
平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日
五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上
平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日	又は休日

一万五千人以上	二八〇、七二〇	二七九、九二〇	一六二、四〇五
二万人未満	三三二、八二八	三三一、九〇八	一八六、四六五
三万人以上	三七八、九七二	三七七、八九二	二一六、五四〇

第五条第三項の表を次のように改める。

[illegible]

第五條第四項の表を次のように改める。

二千人以上	二、七六	七、〇〇	二、〇六	〇〇、七	一、四	四、四六
三千人未滿	毛、三三	二、四五六	七、〇四四	二、一、五〇	三、三八	六、六九
三千人以上	望、四八	二、六三四	望、七六	二、五、八〇	二、五、五	七、六〇
五千人未滿	毛、七二	一、七、七六	五、七、六四	一、七、六〇	三、六、二	一、〇、六五
一万人未滿	七、五六	三、九、一〇	七、一、四六	三、九、四四	四、三、三	一、三、七〇〇
一万人以上	八、二、五〇	二、四、七、六〇	八、二、三〇	二、四、七、〇〇	七、七、七	一、三、一、三、八
二万人未滿	九、四、四四	二、六、八、三三	九、六、六八	二、六、八、〇〇	五、八、九	一、六、四、五、四
二万人以上	三、四、四	三、三、六	三、三、三	三、三、三	六、三、六四	一、九、〇、八、八
三万人未滿	三、三、六	三、三、六	三、三、六	三、三、六	六、三、六四	一、九、〇、八、八
三万人以上	三、三、六	三、三、六	三、三、六	三、三、六	六、三、六四	一、九、〇、八、八

第五條第六項中「二千四百三十円」を「三千百二十円」に改める。

第六條第一項の表中「四七五、七五五」を「五二八、三二二」に、「四七四、六八七」を「五二六、〇四五」に、「一、三三二、九三七」を「一、四九五、六二七」に、「一、三三〇、四三五」を「一、四九一、三七二」に改め、同條第二項の表中「一八六、一八〇」を「三六、七五六」に、「一八七、七二二」を「二二七、四四〇」に、「四四七、七六二」を「五四五、三三二」に、「四五二、四五〇」を「五四六、九九七」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙		衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙 都及び大都市のあ る道府県		その他の県		参議院全国選出議員選挙	
一	二	三	四	五	六	七	八
二十万未満	二十万未満	三十万未満	四十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満
円	円	円	円	円	円	円	円
二八七四	二六八七	二五八三	二五一六	二五二五	二五二五	二五二五	二五二五
円	円	円	円	円	円	円	円
一四五〇	一四〇〇	一三八三	一三三四	一三〇二	一三〇二	一三〇二	一三〇二

六	七十万以上 百万未満	一三〇八	一三〇八	一二七〇
七	百万以上	二二九〇	二二七八	一二六六

第八条の二の表を次のように改める。

区市町村		区			市			町			村		
候補者数		区			市			町			村		
九人未満		八、五〇〇円			七、五〇〇円			六、五〇〇円					
九人以上 十三人未満		九、〇〇〇			八、〇〇〇			七、〇〇〇					
十三人以上		一〇、〇〇〇			九、〇〇〇			八、〇〇〇					

第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時		区市町村		区		市		町		村	
昼間（午前八時三十分から午後五時までをいうものとする。以下同条までにおいて同じ。）		区市町村		区		市		町		村	
夜間（午後五時から午前八時三十分までをいうものとする。以下同条までにおいて同じ。）		区市町村		区		市		町		村	
				三、七三〇円		三、一四〇円		三、〇三〇円			
				一、五六八		一〇、九五七		九、七六三			

第九条第二項中「二千三百八十四円」を「七千七百四十円」に、「六千三百八十三円」を「七千七百十九円」に、「五千四百五十三円」を「六千六百三十五円」に改め、同条第五項中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「定」を「定め」に改め、同項を同条第八項とする。

第十条第一項の表を次のように改める。

施設		区市町村		区		市		町		村	
演説会 開催の日 時		区市町村		区		市		町		村	
平日又は土曜日の午後五時から翌日の午前八時までは、この条に定める日の昼間		じおいて同		夜間		平日又は土曜日の午後五時から翌日の午前八時までは、この条に定める日の昼間		平日又は土曜日の午後五時から翌日の午前八時までは、この条に定める日の昼間		平日又は土曜日の午後五時から翌日の午前八時までは、この条に定める日の昼間	
九、〇五		五、五五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、六五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、九、〇五		二、九、〇五		二、九、〇五	
二、九、六五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、九、〇五		二、九、〇五		二、九、〇五	
八、四四五		四、九四五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
八、四四五		四、九四五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円		八、四四五		二、九、〇五	
二、九、〇五		二、六、七五円		二、六、七五円		二、六、七五円					

六 市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。)

選挙人の数	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
三万人未満	一、三三、三三	一、三三、三三
三万人以上五万人未満	一、八七、七五	一、八七、七五
五万人以上十万人未満	二、六九、三三	二、六九、三三
十万人以上十五万人未満	三、九七、三三	三、九七、三三
十五万人以上	四、八八、三三	四、八八、三三

七 町村

選挙人の数	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
千人未満	一、二五、五八	一、二五、五八
千人以上二千人未満	一、八七、七五	一、八七、七五
二千人以上三千人未満	二、六九、三三	二、六九、三三
三千人以上五千人未満	三、九七、三三	三、九七、三三
五千人以上一万人未満	四、八八、三三	四、八八、三三
一万人以上二万人未満	五、七九、三三	五、七九、三三
二万人以上	六、七〇、三三	六、七〇、三三

第十三条第二項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
五十万人未満	四、一三、三三	四、一三、三三
五十万人以上七十五万人未満	四、七四、三三	四、七四、三三
七十五万人以上一百万人未満	五、三六、三三	五、三六、三三
一百万人以上二百五十万人未満	五、九七、三三	五、九七、三三
二百五十万人以上	六、五八、三三	六、五八、三三

選挙人の数	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
二十万人以上	一、二五、五八	一、二五、五八
二十万人以上五十万人未満	一、八七、七五	一、八七、七五
五十万人以上七十五万人未満	二、六九、三三	二、六九、三三
七十五万人以上一百万人未満	三、九七、三三	三、九七、三三
一百万人以上二百五十万人未満	四、八八、三三	四、八八、三三
二百五十万人以上	五、七九、三三	五、七九、三三

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

認定出先機関

衆議院議員選挙

一、七五二、四三〇円
一、八二〇、六七〇円

八九六、一一六円

第二十部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第一号 昭和五十五年四月二日【参議院】

参議院議員選挙

四 大都市

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

五 区

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

六 市

選挙人の数	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
三万人未満	一、三三、三三	一、三三、三三
三万人以上五万人未満	一、八七、七五	一、八七、七五
五万人以上十万人未満	二、六九、三三	二、六九、三三
十万人以上十五万人未満	三、九七、三三	三、九七、三三
十五万人以上	四、八八、三三	四、八八、三三

七 町村

選挙人の数	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
千人未満	一、二五、五八	一、二五、五八
千人以上二千人未満	一、八七、七五	一、八七、七五
二千人以上三千人未満	二、六九、三三	二、六九、三三
三千人以上五千人未満	三、九七、三三	三、九七、三三
五千人以上一万人未満	四、八八、三三	四、八八、三三
一万人以上二万人未満	五、七九、三三	五、七九、三三
二万人以上	六、七〇、三三	六、七〇、三三

第十三条第三項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
五十万人未満	四、一三、三三	四、一三、三三
五十万人以上七十五万人未満	四、七四、三三	四、七四、三三
七十五万人以上一百万人未満	五、三六、三三	五、三六、三三
一百万人以上二百五十万人未満	五、九七、三三	五、九七、三三
二百五十万人以上	六、五八、三三	六、五八、三三

選挙人の数	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
二十万人以上	一、二五、五八	一、二五、五八
二十万人以上五十万人未満	一、八七、七五	一、八七、七五
五十万人以上七十五万人未満	二、六九、三三	二、六九、三三
七十五万人以上一百万人未満	三、九七、三三	三、九七、三三
一百万人以上二百五十万人未満	四、八八、三三	四、八八、三三
二百五十万人以上	五、七九、三三	五、七九、三三

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

認定出先機関

一八一、九六〇円

九〇、九八〇円

四 大都市 四五四、〇八〇円
五 区 一一五、五八四円
六 市

選挙人の数	金 額
三万人未満	二四、六九〇円
三万人以上 五万人未満	四一、二五〇円
五万人以上 十万人未満	五七、〇〇〇円
十万人以上 十五万人未満	七三、〇〇〇円
十五万人以上	八九、〇〇〇円

七 町村

選挙人の数	金 額
千人未満	一、〇〇〇円
千人以上 二千人未満	一、〇〇〇円
二千人以上 三千人未満	一、〇〇〇円
三千人以上 五千人未満	一、〇〇〇円
五千人以上 一万人未満	一、〇〇〇円
一万人以上 二万人未満	一、〇〇〇円
二万人以上	一、〇〇〇円

第十三条第九項中「郵送経費」の下に「(同条第二項の規定により行われる郵送に要する経費を含む。)」を加える。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「五千円」を「五千六百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「四千円」を「四千五百円」に改める。

第十六条中「及び第十三条」の下に「(第九項を除く。)」を、「以内の額に」の下に「同条第九項及び」を加える。

第十七条第一項中「第十三条」の下に「(第九項を除く。)」を、「合計額に」の下に「同条第九項及び」を加え、同条第二項中「七十二万四千五百五十五円」を「八十一万五千三百五十八円」に、「七十二万四千九百十三円」を「八十一万七千三百八十八円」に改め、同条第三項中「四四七、七六二」を「五四五、三五二」に、「二七二、二八八」を「三三三、六三三」に、「四五二、四五〇」を「五四六、九九七」に、「二七四、五三〇」を「三三三、六三三」に改める。

第十八条第三項中「還付される」を「還付させる」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等の執行経費の

基準については、なお従前の例による。

3 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百六十三条第四号中「場所」に要する費用」の下に「並びに同条第二項の規定により行われる郵送に要する費用」を加える。

第二百六十四条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「及び第十号から第十一号まで」を「第十号及び第十一号」に改め、同条第二項中「第六号から第九号まで、第十号の二」を「第六号、第七号から第九号まで」に改める。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月九日)

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第九十回国会公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号中正誤

正 誤
一 三 終わり 衆議院
一 四 三 戸所 戸別

昭和五十五年四月十八日印刷

昭和五十五年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局